

米 軍 基 地 関 係 特 別 委 員 会 記 録

< 第 2 号 >

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 3 月 24 日 （ 火 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

米 軍 基 地 関 係 特 別 委 員 会 記 録＜第 2 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 24 日 火曜日
開 会 午前10時28分
散 会 午後 5 時20分

場 所

第 4 委員会室

議 題

- 1 令和 7 年12月以降の米軍関係の事件・事故及びそれに係る再発防止策等の進捗について（付議事件調査）
- 2 陳情令和 6 年第135号外15件
- 3 閉会中継続審査・調査について
- 4 名護市許田野球場への米軍UH 1 ヘリコプター着陸に関する意見書及び同抗議決議の提出について（追加議題）

出席委員

委 員 長	小 渡 良太郎
副 委 員 長	高 橋 真
委 員	喜屋武 力
委 員	大 屋 政 善
委 員	比 嘉 忍
委 員	仲 里 全 孝
委 員	又 吉 清 義
委 員	米 須 清一郎
委 員	玉 城 健一郎

委	員	大	田	守
委	員	仲	宗	根
委	員	比	嘉	瑞
委	員	当	山	勝

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知	事	公	室	長	溜	政	仁
基	地	対	策	統	括	又	吉
基	地	対	策	課	長	玉	元
企画部	県土・跡地	利用	対策	課	跡地	利用	推進
こども未来部	女性力・ダイバーシティ	推進	課	長	伊良部	孝	一
警察本部	生活安全部	参事官	生活安全	企画	課	長	事務
警察本部	刑事部	参事官	刑事	企画	課	長	事務
警察本部	刑事部	参事官	兼組織	犯罪	対策	課	長
警察本部	刑事部	捜査	第三	課	長	有	馬
警察本部	交通部	参事官	交通	企画	課	長	事務
警察本部	交通部	交通	指導	課	長	金	良

○小渡良太郎委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として知事公室長、警察本部刑事部長及び同交通部長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、令和7年12月以降の米軍関係の事件・事故及びそれに係る再発防止策等の進捗についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長等の説明を求めます。

知念克幸刑事部長。

○知念克幸刑事部長 米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況について御説明いたします。

令和7年12月から令和8年2月末までの米軍構成員等の刑法犯の検挙については、総数が21件19人となっており、前年同期と比較しますと、2件1人の増加となっております。

内訳は、粗暴犯の暴行等が2件2人、窃盗犯の万引き等が5件4人、知能犯の詐欺が2件2人、風俗犯の公然わいせつ等が3件2人、その他の住居侵入等が9件9人となっております。

薬物事犯の検挙については、1件2人となっており、前年同期と比較しますと、2件の減少となっております。

これらの事件につきましては、全て那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

山内敏雄交通部長。

○山内敏雄交通部長 資料の3ページを御覧ください。

令和7年12月から令和8年2月末までの期間における米軍構成員等による交通人身事故の発生状況及び飲酒運転の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は34件発生し、前年同期と比べ4件の増加となっております。

交通死亡事故につきましては、発生はございません。

続きまして、同期間における米軍構成員等による飲酒運転検挙件数は、16件となっており、前年同期と比べ1件の減少となっております。

以上で米軍構成員等の交通人身事故及び飲酒運転検挙に関する説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡良太郎委員長 交通部長の説明終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 よろしくお願ひいたします。

ただいまタブレットに通知しております、名護市許田野球場へのUH1ヘリコプターの不時着及び日米合同地域安全パトロールなどのパトロール関係について御説明いたします。

まず1ページ目、名護市許田野球場へのUH1ヘリコプターの不時着について御説明いたします。

3月6日金曜日の午後8時52分に、沖縄防衛局から米軍のUH1ヘリコプターが名護市内の野球場に着陸した旨の情報提供がありました。県としては連絡を受け、沖縄防衛局に具体的な場所などを確認するとともに、職員を派遣したところです。その後、午後9時42分に沖縄防衛局から許田野球場に予防着陸した、危険物質なし、武器の搭載なし、機体に損壊なしとの情報提供がありました。午後10時13分に県基地対策課職員が現場に到着し、状況確認を行い、その後、10時41分に不時着したUH1ヘリコプターが許田野球場から離陸したことを確認いたしました。沖縄防衛局から午後10時53分に同ヘリコプターが普天間飛行場に着陸したとの情報提供がありました。

今回の不時着について米軍からの説明内容では、定例の訓練運用を行っていたところ、許田野球場近くで機内の警告灯点滅を受けて、予防着陸を行ったとしております。県は3月10日に米軍及び沖縄防衛局に対し、一歩間違えれば、人命や財産に関わる重大な事故につながりかねず、県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾である旨を伝えるとともに、原因の究明、再発防止措置の徹底、事故調査の報告及び今後の一層の安全管理に万全を期すことについて強く要請したところでございます。

次に、日米合同地域安全パトロールについて御説明いたします。

昨年12月17日の本委員会後、1月31日に第8回、2月28日に第9回の日米合同地域安全パトロールが実施されております。これまでの日米合同地域安全パトロールの実施等により、リバティー制度の周知が図られ、午前1時以降、閉店する店舗も多く、人通りが少なくなる様子が確認されております。第8回の合同パトロールでは、米軍憲兵隊によるIDチェックは実施されていましたが、IDチェックを厳しく求める様子などは確認されませんでした。また、第9回では、帰宅を促すことやIDチェックなどを行う様子は確認できませんでした。第8回、第9回のどちらも逮捕者は確認されず、米軍からも逮捕したとの情報はありませんでした。

次に、単独パトロールについて御説明いたします。

昨年12月26日の日米合同委員会の声明において、早ければ年内に単独パトロールを再開するとのことでしたが、現時点で実施されておられません。

次に、単独パトロールに係る課題等について御説明いたします。

昨年11月22日、米軍憲兵隊による民間人の誤認拘束及び日本人を拘束できる旨の発言がありました。それを受け昨年12月26日に、米軍憲兵隊による日本人の拘束及び単独パトロールの再開について、日米合同委員会から声明が発表されました。その中で、在日米軍施設・区域外で、日米地位協定の枠組みで規定されている限定的な例外を除き、米軍憲兵隊は地位協定上の地位を有さない者を拘束できないことが示され、また、このことについて隊員教育を徹底するとされています。また、外務省によると、今後、米軍憲兵隊はパトロールに際して、身分証の提示を拒否したことを理由に身柄を拘束することはしない旨、在日米軍から説明を受けたとのことであります。

県はこれまで、政府に対し米軍憲兵隊による日本人の拘束可否や誤認拘束の再発防止策について、確認を求めてきたところであり、この声明で一定程度の確認が取れたものと考えております。県としては、米軍憲兵隊の単独パトロールの実施に当たっては、憲兵隊員への再教育内容及び身分証の提示を拒否した者の身分確認の方法など具体的な対応について、沖縄県に事前に説明すること、日米合同委員会声明の内容を遵守するとともに、身分証提示の拒否のみを理由にその者を拘束しないこと、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行動することを米軍及び政府に求めています。

通知した資料についての説明は以上となります。

○小渡良太郎委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、令和7年12月以降の米軍関係の事件・事故について及びそれに係る再発防止策等の進捗について質疑を行います。

なお質疑に際しては委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図れるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 公室長の今の報告の文言で、名護市許田野球場への不時着というタイトルでやっていますが、経緯等も防衛局からは予防着陸、それから、（２）の米軍の説明でも予防着陸と。定義を教えてください。公室長の認識。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

県が不時着としている定義ですけれども、県としましてはこの不時着という言葉は航空機が何らかの異常等により、航空機の離発着が想定されていない場所へ、緊急的に、すなわち予定外のときに着陸することという形で認識をしています。

以上です。

○比嘉忍委員 ちょっと認識が違うと思います。これは緊急着陸というと思うんですけれども、我々、私もやはり予防着陸だという認識であります。現地の名護市長も、予防着陸で抗議と要請文を出しておりますが、ちょっとその辺、もう少し精査したほうがよいと思いますけど、どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

沖縄県ではこういう航空機の事故に関して、３つほど、言葉を使い分けているんですけれども、まず１つは墜落という言葉を使っておりますそれは高いところから落ちるですとか、航空機がコントロールを失って乗員の意に反して、空から落ちるというようなことになるとと思いますが、もう一つ緊急着陸という言葉も別途、使っております。この緊急着陸、県の中では何らかの異常等により、空港やヘリパッドなど、航空機が離発着するための施設に、緊急的に着陸するものということで我々としての整理をしております。先ほどの不時着というのは航空機の発着が想定されていない場所、空港などではないような場所に緊急的に着陸することということで整理をさせていただいております。なお、令和３年６月２８日の沖縄県議会の決議「うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書」ということで県議会の意見書の中にも不時着という言葉を使ったことがあるということもございますので、これまで使ってきた定義を一応採用させていただいているということでございます。

以上です。

○比嘉忍委員 では、予防着陸の定義は持ち合わせてないということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄防衛局などに確認したところ、米軍がこう言

っているということで確認しているのは、米軍等においては、機体からの警告を受けて明確な異常が起きる前に、事故を予防するために着陸することを予防着陸としているというふうに聞いております。

○比嘉忍委員　そうですよ。ですから今回そういう事案だと思うんですけど、そういう認識はされないということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　沖縄県の事故を表現する言葉の定義を、これまで整理されていることを採用しているということでございます。

○比嘉忍委員　これを今回、今の懸念を契機に見直して追加したほうがよいと思いますが、いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　今のところ御提案があったようなことについて、県庁内で私たちの部署内では議論しておりませんので、持ち帰って考えたいと思います。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
大田守委員。

○大田守委員　2ページと3ページ、パトロールの件なんですけれども、合同パトロールの場合は、28名、逮捕者数ですね。そして単独の場合は77名、この差というのは、時間帯の差なんですか。それとも合同の場合には、やはり少し広範囲にはできないということなんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長　数の差の主な理由としましては、パトロールの頻度というんでしょうか、合同パトロールは沖縄市が主催をして、実施されていたもので月に1回程度、また時間も12時から2時までと2時間の時間で行われておりましたので、単独パトロールは、米軍がそれぞれ1時から5時までとか、長い時間をかけて行っていることもありますので、その関係かなと思います。

○大田守委員　実施日の北谷町の逮捕者数については、まだ確認中という形になっているんですけれども、11月の事案ですよ、こんな時間かかりますか。県に報告が来るまでは。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としても、早く回答が欲しいところでありま
すけれども、今現時点で来ていないということでございます。

○大田守委員 もう3月後半ですよ、もう4か月近く。早めにこういったも
のはしっかりと県のほう把握をしないといけないんじゃないかなと思うんです
が、その件はいかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 引き続き、改めてもう一度回答を求めるなど、対
応してまいりたいと思います。

○大田守委員 分かりました。
以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。

まず公安委員会の配付資料、米軍構成員刑法犯等の検挙状況についてのとこ
ろからさせていただきます。今回、令和7年12月から令和8年2月末の時点
で、凶悪犯自体は0件ということで減っている。ただ、窃盗だったりとか知能
犯だったり風俗犯が増えているということなんですけれども、窃盗犯に関して
なんですけれども、差し支えなければどういった地域、南部なのか、那覇なの
かとか、そういった市町村ぐらいまでの話はできますか。事件の概要として。

○有馬勇司捜査第三課長 お答えします。

令和7年12月から本年2月までの米軍関係者による窃盗事件の検挙状況に
ついて御説明いたします。米軍関係者による窃盗事件の検挙は5件、4人で
ありまして、手口別として、万引きが2件1人、居空きが1件1人、非侵入その
他が1件1人、置き引きが1件1人であります。

事案の概要といたしましては、1件目につきまして、日付順に説明いたしま
すと、令和7年11月11日、沖縄市与儀及び同市泡瀬所在のコンビニエンスス
トア2店舗において、アルコール飲料等合計3本を窃取した事件で、空軍軍属
の家族である少年1人を割り出し、不拘束検挙をいたしております。

2件目につきましては、令和7年12月27日、本島中部所在の集合住宅に正

当な理由なく侵入した住居侵入事件で、海軍兵 1 人を現行犯逮捕し、逮捕後の捜査で冷蔵庫内を物色していた事実が判明したことにより、住居侵入窃盗未遂の事実で事件送致しております。

3 件目につきましては、令和 8 年 1 月 31 日、沖縄市諸見里 1 丁目所在の歩道上において、観葉植物 1 鉢を窃取した事件で海兵隊員 1 人を現行犯逮捕いたしております。

4 件目につきましては、令和 8 年 2 月 15 日、沖縄市中央 1 丁目所在の飲食店内において、ネックレス 1 個等 5 点在中のリュックサック 1 個を窃取した事件で、海兵隊 1 名を緊急逮捕しております。身分別としましては軍人が 3 人、軍人家族が 1 人であります。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

窃盗犯のところで、もう一件併せてなんですけれども、件数が 5 件に関して人員が 4 人ということは、1 人が別の事件もやっているという認識でいいんでしょうか。

○有馬勇司捜査第三課長 最初に御説明しました万引き、これが沖縄市与儀のお店と沖縄市泡瀬の店とそれぞれ 1 件ずつ万引きをしているという状況でございます。

○玉城健一郎委員 その部分でなんですけど、今回窃盗のところで家族がこういったものに関わっていたんですけれども、その家族に対しての何らかの沖縄のだったり日本の法律の状況を指導する機関だったりとか、そういった講演というのは、沖縄県自体でやっている、もしくは県警でやっているということはあるですか。米軍人に対しては、やっていると思うんですけど、その家族に対して、講話だったりそういったものというのはあったのか。

○新里秀生活安全企画課長 お答えします。

県警におきましては、従来から行われています交通事故とか飲酒運転事故防止の軍人等に対する講話。それから、先般も御説明しました刑事事件とかの防止のための講話にプラスして家族が通う学校で、一般的に県内で行われている少年非行防止教室、学校で行われたのと同様のものを米軍基地内の学校に対しても順次行っているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 知事公室長のほうにも、先ほど確認しましたがけれども、家族に対してのアプローチ、何らかやっているのか。あと、教育プログラムというのを一緒につくっていると思うんですけれども、その中で、例えばこういった家族での事件とかというのを盛り込む予定はあるのか、併せて2点お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がお話になられたような家族、軍人だけじゃなくて家族も含めてアプローチをしているのかということだと思いますけれども、事件・事故に関しては軍人だけじゃなくて家族が行ったものに対しても内容によって判断をいたしますが、抗議・要請などは行います。また、研修プログラムといいますか、米軍基地に来られた軍人と家族が全員が受けることになっている研修の中で、沖縄オリエンテーション概要というものを我々、教材として提供して、今更新の作業を調整しているんですが、その中でも事件・事故についてはしっかり触れて、事件・事故を起こしてはならないということを伝えるための内容にするように努めているところでございます。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしくお願いします。

併せて県警に対してですけど、そのほか刑法犯が9件9人ということになっていますけれども、この内容もし差し支えなければ御説明をお願いします。

○知念克幸刑事部長 令和7年12月から令和8年2月までの、その他の検挙の9人9件ということによろしいですね。それにつきましては、罪種としては住居侵入が6件、過失傷害が2件、器物損壊が1件、合計9件となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、今回この審査期間の令和7年12月から令和8年2月末ということなんですけど、令和7年の1月から令和7年の12月においての、凶悪犯だったりと刑法犯の総数というのは、今ありますか。

○砂辺操刑事企画課長 お答えします。

令和7年中の刑法犯の検挙は総数が101件80人となっており、その内訳は、凶悪犯が6件6人、粗暴犯が19件19人、窃盗犯が15件12人、知能犯が2件1人、風俗犯が8件6人、その他の刑法犯が51件36人となっております。前年

同期と比較しますと28件増加となっております。増加の要因については器物損壊や住居侵入といった、その他が22件と大幅に増加していることも一つの要因として考えられますが、検挙件数の推移はその時々的情勢など、様々な要因が考えられますので一概に申し上げるのは困難であります。

以上であります。

○玉城健一郎委員 要因についてはいろいろあると思うのでなかなか一概には言えないと思うんですけれども、ただあまりにも住居侵入が多い状況があると思うんですけれども、県だったりとか議会も住居侵入に関しては特にそこまで、おとがめというか、要請とかはしたことないんですけれども。知事公室にお尋ねします。これまで住居侵入に関して米軍側から何らかの説明とかそういったことってありましたか。凶悪犯は我々もやるんですけど、特に住居侵入に対してはやっていなくて、ただあまりにも件数が多いので。

○玉元宏一朗基地対策課長 委員おっしゃられるとおり、我々も住居侵入については、何回も発生しておりますので非常に気にしているところでございまして、発生するたびに防衛局のほうには口頭要請を――住居侵入にもいろいろ実は種類がございまして、一般の本当に住んでいられる家に侵入する場合とか、商業施設ですとか、そういう住居ではないけれども建物なりが、敷地内に入っていくとかというものがあまして、その中で実際に住んでいる方の家に入っていくことについては、非常に凶悪な犯罪につながるおそれがあるという認識の下に口頭要請をしたりしているわけなんですけれども、その際に住居侵入の理由とかについては我々から照会したりするんですが、明確な回答はないという状況です。

○玉城健一郎委員 分かりました。県警のほうにお尋ねしますが、この住居侵入に関して、新聞報道とかでは酔っぱらってとかという状況が多いと思うんですけれども。実際捕まえた後に、本人からの供述とかでこういった感じの話というのが傾向にあるのかというのは分かりますか。

○知念克幸刑事部長 最初に、住居侵入6件ということでお伝えしたんですけど、そのうち、本来の住居侵入というのが2件で、邸宅侵入というのが1件、建造物侵入というのが3件ということで、住居侵入というのは、まさに人が住んでいる場所ということが住居で、邸宅というのは、今は空き家になっている、当時はホテルだったけど今利用されていない閉鎖中というのが邸宅侵入

で、建造物侵入というのが、これにつきましては、それ以外の建物ということで、人は住んでいる状況にはないということなんで、本来人が住んでいる場所における侵入は住居侵入ということになりますので、今回のこの期間の統計からすると、1件だけということにはなります。

飲酒の件につきましても住居侵入があった1件については、飲酒ありということなので、状況的には、やはり酒を多く飲んでしまって、自分の住宅だと思ったとか、知人のお家だと思ったとか、休める場所だと思ったとか、当時はそう思っているかもしれないんですけど、飲んで後ははっきり覚えてないといった状況が見受けられます。

以上です。

○玉城健一郎委員 やはり我々もその凶悪事件にばかり目がいつているところがあると思うんですけど、ただ住んでいる住民からしてみれば、とてもびっくりするような事案だと思いますので、これ自体もやはり米軍に対して、こういったことがないようにということは言い続けたいといけなと思いますけど、その点についていかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 先ほど基地対策課長からもあったように住居侵入等について多いということは我々も気にしていて、実際その中に住んでいる方がいらっしゃるって鉢合わせをすると、最悪のケースにもつながりかねないというようなことを非常に危惧しているところでございます。非公式等では、米軍関係者あるいは政府関係者に対してそのことは常々話をしているところでございます。米軍のほうとしてもやはりそこは気になっているという話もあるところでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 恐らくですけど、本国で多分こんなことないと思うんですよ。本国だとそもそも入ったことによって、その後どうなるのかという、多分こことはもう別格なので、その辺りはないと思うので、ぜひしっかり正すように要請していただきたいと思います。

続きまして、審査期間中の人身事故と飲酒運転のところなんですけれども、この件で飲酒運転の検挙状況なんですけれども、令和7年度中の。令和6年度に比べると16件、減っているということは非常にいい状況になってきていると思うんですけど、その点について交通部長見解をお願いいたします。

○山内敏雄交通部長 まず飲酒運転の検挙状況なんですけれども、取締りは当然強化しているつもりではあるんですが、県全体としても若干減少傾向にあるという形でございまして、それと同様な形で米軍関係者もそういうふうになっているのかなというふうに思っております。

以上です。

○玉城健一郎委員 本当に交通部長も含めて県警の頑張りで、やはり広報だったりとか、そういったところが結構効いてきている結果だと思います。ありがとうございます。

次に、知事公室の説明資料の付議事件のほうに行きます。名護市許田の野球場へのUH1ヘリコプターの不時着についてなんですけれども、警告灯点滅を受けて予防着陸を行ったということなんですけれども、この警告灯が光っていた原因とかというのは、米軍だったり防衛局からの説明はありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄防衛局や米軍から、警告灯の内容についての詳細な説明はございません。

○玉城健一郎委員 求めていただきたいと思います。

併せてなんですけれども、今回不時着をした場所というのが、午後8時20分ということで少年野球が練習をしているグラウンドのすぐ近くで、不時着をしている状況というのは非常に危険な状況だと思うんですけれども、野球場に不時着した理由というのは、米軍もしくは防衛局からの説明はありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 予防着陸としては、警告灯が出た後に速やかに着陸できる場所を探して、パイロットの判断で降りるということを聞いておりますけれども、具体的にあの場所に降りた理由というところまでは聞いておりません。

○玉城健一郎委員 予防着陸するにしても、やはり人がいるところに降りるというのは、かなり危険な状況だと思うんですけど、それについての何らかの説明だったりとか、謝罪とかというのはありましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 人がいるところに、近いところに降りたということについて謝罪の言葉はございませんけれども、我々としては、やはり、許田野球場には実際に野球の練習をされている児童がいたという情報ありますし、

この球場周辺には民家もございますので、一步間違えれば人命や財産に関わる重大な事故につながりかねないということで、また県民にも大きな不安を与え極めて遺憾だということで、先方には伝えているところでございます。

○玉城健一郎委員 一部の報道では、電気がついていたからということで、降りやすいからということで、許田の野球場のほうに降りたという一部報道があります。それが事実だとすれば本当に許し難いことだと思うんですよ。本当に我が物顔というか、自分たちの軍の論理で、沖縄の民間地をこんな普通に使うてしまうというのは決して許してはいけないことだと思うんですね。その点について、県として今後どのように対応していくのか、お願いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長 委員おっしゃられるように、パイロットの安全確保の判断という理由があるにしても、児童が少年野球の練習をしている場所のすぐそば、またすぐ近くに民家があるような場所に、なぜ降りなければならなかったのかというところについては、非常に我々としても遺憾ですし、このような、空港とか航空機が通常離発着するような場所ではない、一般的な民間の地域に航空機が降りるということは非常に危険を伴うことですので、こういうことがある場合には、我々としてはしっかり抗議・要請をしていきたいと思えます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

続きましてパトロールのほうなんですけれども、まずは日米合同地域安全パトロール、2ページのほうなんですけれども、単独パトロールの11月23日のものがあってから大体今3回目ということで、逮捕者数もゼロとなっているんですけれども、この日米合同地域安全パトロールというのは、そもそもどこが主催で行っているんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 この資料に書かれている日米合同地域安全パトロールは、沖縄市が主催して実施をされているものでございます。

○玉城健一郎委員 このパトロールの8回と9回なんですけれども、職員は何人派遣させたのか、知事公室長と県警、両方お願いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長 まず知事公室長のほうから申し上げますけれども、直近の第8回、第9回、それぞれ2名の職員を派遣をして確認をしております。

ます。

○新里秀生活安全企画課長 県警からは各回4名派遣しております。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

続きまして単独パトロールなんですけれども、知事公室が単独パトロールについての課題をまとめている状況で、(2)のほうで、「その中で、在日米軍施設・区域外で、日米地位協定の枠組みで規定されている、限定的な例外（米軍基地や米軍の重要な軍用財産の安全に対する犯罪が現に行われている場合等）」ということがあるんですけれども、限定的な例外について、説明お願いしてもいいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員おっしゃられた限定的な例外というのは具体的にはどのような条件であるのかということなんですけれども、外務省によると、限定的な例外とは、在日米軍施設・区域の近傍で当該施設区域の安全に対する犯罪が現に行われている場合などが該当するとのことでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 本会議の中でも議論がありましたけど、近傍について、沖縄県としてどの辺り、例えば、どれぐらいの場所というのは、県として検討というか、考えはありますか。基準は。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもも言葉のイメージとしてはありますが、やはりこれはしっかり確認をすべきだということで国に確認をしているところなんですけれども、外務省によりますと、近傍とは、刑事裁判管轄権に関する合意事項の第30という規定によって、在日米軍施設・区域の安全を害する犯罪の既遂または未遂を行い得る程度に近傍した場所と定義されている、というような表現で説明を受けております。

○玉城健一郎委員 やはり近傍というのがどの場所なのかというのをしっかり限定的に使っていただけないと、沖縄県というのは、やはり米軍基地がいろんなところにある状況の中で、それこそ警察権に大きな侵害というか……、それをやりかねない状況だと思うので、ぜひこの近傍についての考え方というのはしっかり明確に持っていただきたいと思います。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 名護市許田野球場で起きたヘリコプターの着陸事案について確認させてください。この事故報告を正式に受けたのはいつですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 事故の報告を沖縄防衛局から正式に受けたのは、3月6日20時52分でございます。

○仲里全孝委員 発生から30分後ということでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 おっしゃるとおりです。

○仲里全孝委員 この事案について、沖縄県として抗議だとか、意見書だとか、県側の対応はどういうふうになっていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県ではこのような事故が再び起こらないようにということで、沖縄防衛局及び在沖米海兵隊に対して、3月10日に原因の究明、再発防止策の徹底及び事故調査の報告、今後の一層の安全管理等についての口頭要請を行っております。

○仲里全孝委員 これは知事が出向いたんですか。誰が抗議に参加されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄防衛局に対して知事公室長から口頭での要請をさせていただいております。

○仲里全孝委員 なぜ文書で抗議しないの。これまで県議会は、基地があるがゆえに、基地から発生する事件・事故に関して、このように特別委員会設置しているんですよ。皆さんが文書で抗議に当たらないもの、我々にこのように報告しても、我々の取組があるんですよ。先ほどから聞いているんだけども不時着とか予防着陸とか、この内容は事故報告で正式に受け取っていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 事件・事故については、我々も沖縄防衛局から通報を受けるというルートになっているわけですが、沖縄防衛局からは口頭で報告を受けております。

○仲里全孝委員 口頭で受けるのが正式な報告になりますか。先ほど、説明の中で、米側、防衛局のほうを説明すると、予防着陸というふうに先ほど説明があったんですよ。しかし皆さんの回答では、不時着というふうに使っていましたよ。事故の内容報告も受けもしないのに、このように県民に報告できますか。これからの問題対策、どういうふうに取り組むかというのも、できないじゃないですか。つまり何が言いたいかというと、正式に、皆さん、防衛局に対して、アメリカ軍に対して、抗議はしていないんですよ。やっていませんよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、正式に抗議をしているのかどうかということにつきましては、我々としては文書による抗議はもちろんですが、口頭による抗議も、正式な抗議の一つの方法だと考えております。

また、先ほどの答弁で少し補足、修正させていただきたいのは、私は口頭でと申しあげましたけれども、口頭と併せてメールでも連絡が来ております。そういう方法で防衛局から通知が来ているということでございます。

○仲里全孝委員 メールの中に事故報告内容は書いてありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄防衛局からのメールで来た内容を申し上げますと、最初のメールの内容ですね、先ほど関連でもお伝えしましたが、下記のとおり情報提供しますということで、情報提供内容として、名護市内の野球場において、米軍UH1ヘリが予防着陸したものというコメントが入っております。その後、来たメールが、第2報といいますか、2通目に来たメールについては、内容はもう少し書かれておりまして、3項目、許田野球場、これは住所は名護市許田205-7に予防着陸したものと、危険物質なし、武器の搭載なし、機体に損壊なしと、そういうような情報が届いております。

○仲里全孝委員 その報告を受けて私が皆さんに確認したいのは、正式に知事が出向いて、あるいは公室長が出向いて、抗議を行いましたかということなんですよ。

○玉元宏一朗基地対策課長 先ほども申し上げましたけれども、出向く形ではないわけですが、公室長から口頭で沖縄防衛局に対して、また米軍に対しても、口頭要請をしております。

○仲里全孝委員 課長、先ほど皆さんの説明の中で――、2年前に、宮城沖で、不時着というふうに決定されているんですけれども、そのときもいろんな話をして、皆さん出向いて、何が原因なのか、今後どのように対策していくのか、そういった取組をされてないんですよ。今回も皆さんの説明を受けて、これから議会でどういうふうに取り扱するのか。我々審議しないといけないんですよ。大きな、重要な、深刻な問題じゃないですか。少年野球が練習を実施しているときに、何でここにヘリが着陸するかというのは、皆さん、もう少し深刻な問題と取り上げていただけませんか。皆さんが抗議もしないのに、我々抗議できないですよ。だから内容が分からないんですよ。予防着陸って言ってるのに不時着って言ったり、あるいは緊急着陸って言ったり、文言は変えてはいるんですけれども、事実、どんななのか皆さん膝を交えてお互い防衛局と話するとかね、米軍側と。我々議会は意見書であっても、抗議であっても、そういう取組をしているんですよ。自分たちは。そのために今日皆さんに説明を受けているんですよ。皆さんが抗議もしないのに、我々だけ抗議をして、内容が分からない。誰が見ても深刻な問題じゃないですか。訓練している少年野球を練習しているときに。知事が先頭に立って、すぐ取り組むべきじゃないですか。防衛局も深刻な問題として30分後に、皆さんに報告しているじゃないですか。県民見えないよ、全然。名護市もすぐ市長が取り組んでいるじゃないですか。県側は何も動いてないと思うよ。見えないのに、今聞いてみないと分からない。何でこの取組しないのかね。公室長どうですか。

○溜政仁知事公室長 我々としてもまず第1報を受けて、現地に職員を派遣したり、重要性に鑑みて速やかに沖縄防衛局に対し、その原因究明あるいは再発防止等について私のほうから強く要請したところでございます。委員が要請してないというお話もありましたけれども、我々としては、しっかり政府等に対して、要請活動を行っているということで認識をしているところでございます。

以上です。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今回の不時着に関連してお聞きしたいんですがね。米軍の説明内容を拝見しますと、パイロットは訓練どおりに行動したと、標準的な手順に沿って機体を着陸させたというような内容が説明であるんですけども、米軍がいう標準的な手順というのは何を指しているのか、県も認識されているのでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々のほうでも沖縄防衛局を通じて、この標準的な手順というのはどのようなものかというような趣旨の照会をしているんですけども、これは米軍の運用に係ることなのでお答えを控えるというようなことで、説明を受けております。

○仲宗根悟委員 何度か不時着の事故が発生をしてそのたびに機内の警告灯が点滅をしたというところであるんですけども、パイロットがする行動といいたいでしょうか、近くを見回して安全な場所と判断をしてそこに着陸をするというようなことを――過去には、伊計島の農用地、それから渡名喜島でしたかね、読谷村の最終処分場にも不時着陸しているんですよ。これを見てみましたら、警告灯が点滅をしたということなんですけれども、今回の名護も警告灯が点滅したということで説明しているんですがね。なぜ野球場だったのかというところも疑問があるんですが、すぐ近くにシュワブの恐らくヘリポートもあるんだと思うんです、基地内の。近くを見ますと私たち読谷村の処分場の横にもトリイ通信所というところがあってやはりヘリポートがあるんです。その辺のところも、皆さんはそういった立場で――、私たちも今の話を防衛局も、それから米軍にも直接するんですけどもね。これから警告灯がともらないような機体の在り方、何かの不具合が機体に生じて警告灯が点滅をするわけですから、そのたびに、しっかりと点検をしてくれと、飛ぶにふさわしいような機体の状態で訓練もしてくれと、訓練するんであればね。さもないと全機、徹底的に調べ上げてくれというようなことを再三再四抗議の中でもお伝えもします。県もそのとおりだと思うんですよ。でも、こういった事態が起こってくるというのは、やはり忘れたころにまたやってくる。緩くなっているのかなと、どういう事態が米軍の中にあるのかなと、いろんな想定もしながら。いよいよ中東で派兵が決まる。そうすると基地の中の業務がおろそかになって、そこに研修していくというような内容も聞かされたこともあるんですが、実際にそういったこ

とが起きているのであればなおさら、今のお話はしっかりと米軍に伝えるべきだと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃられるとおり、今回の不時着事故による直接的な被害は確認されてはいないということではありますが、不時着時に、許田野球場に練習をしている児童がいた。また、球場周辺に民家があると。一步間違えれば人命や財産に関わる重大な事故につながりかねない、県民に大きな不安を与えるということで我々としては、極めて遺憾であるということをしっかり伝えているところでございます。

また、UH1はこれまでも不時着事故起こしておりますので、米軍に対して、再発防止、安全管理の徹底などを強く申し入れてきたにもかかわらずこのような事故が再び発生したことについては、米軍の整備点検の内容等についても、強い不信感を抱かせるものであるということをお伝えしているところで。引き続きしっかり、安全対策を徹底するように求めてまいりたいと思います。

以上です。

○仲宗根悟委員 この警告灯が点滅しての米軍パイロットの行動なんですけれども、前に抗議の中で読んだのかなと思うんですが、どうもオスプレイの名護沖の安部の墜落事故を受けてその後から頻発していると、緊急着陸、予防着陸、それから不時着ということが頻発しているように聞きました。ですから、事故を受けて警告灯が鳴りさえすれば、もうすぐさま安全な場所を見つけて、機体を着陸させるということを聞いたんですよね。先ほどから申し上げていますが、そのことがないような安全点検、飛行機の機材の点検、これはしっかりと怠りなくやるべきだということは、その都度申し上げているんですけれども、いま一度しっかりやるような方法を、我々県議会としても、できれば赴いてしっかりと伝えたい、抗議もしたいなというふうに思っています。ぜひ、県のほうもよろしく願いしたいんですが、最後にいかがですか。

○溜政仁知事公室長 先ほど仲宗根委員が御指摘いただいた緊急着陸の場所等、先ほどシュワブもあるしトリイもあるという話がございました。その際にどのぐらいの範囲が必要なのかということもあるんですけれども、安全な場所というところの議論というのは、我々もその機会を捉えて、ぜひ米軍側にも確認をしたいと思っています。

また、機体の管理といいますか、整備等について空を飛んでいるもののですの

で、当然、米軍側としても、機体の整備というのはやっているとは思いますが、けれども、自衛隊等に比べてもやはり非常に彼らが言っている予防着陸等も多いのかなと思っています。そこについても、機会あるごとに米軍のヘリ等のメンテナンスについても話をしていきたいなというふうに考えております。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 こういった墜落事故が起きてから――、不時着とか緊急着陸がうるま市でも何回かあったものですから、抗議するだけじゃなくて対策としてそういったものを県は考えるべきじゃないかなと思うんですけど、こういった対策を考えていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 航空機の事故でございますので、今回の米軍の航空機ですと、それを運用している米軍に対して我々としては、このようなことがないように再発を防止しようと徹底してもらうように要請をするという対応になってくるわけですが、まずは原因の究明、そして再発防止措置の徹底、事故調査の報告、今後の一層の安全管理に万全を期すよう、などについて、今回も要請をしたところでございます。

○喜屋武力委員 上から飛んでいるものですから、どうしても下へ降ろさないといけないということは分かっていますよね。そういったものに関して、やはり緊急時警告灯が発生した場合には、パイロットも多分、どこに降ろしていいか、どこが安全なのかということは考えて降ろしていると思うんですけど、これが陸地に降ろすから問題が出てくると思うんですよ。私は、うるま市の際にも提案したんですけどね。海上に緊急場所の降りられるような、太平洋、日本海側に4箇所ぐらい造ったらどうかと、浮き桟橋みたいな感じで造ったら、向こうにだったら降ろしてもいいというところを造ったほうがいいんじゃないかという提案をしているんですけど、どう思いますか。どのように検討して考えますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まさに予防着陸で、パイロットがどのぐらいの緊急度で、着陸場所を探しているのかということにすごく関わるかなと思いますけれども、少し離れている場所でも安全なところに降ろすことができるという種類の警告灯なり、判断であればそういうことも十分あり得るかなと思います

が、今回のように、少年が野球をしているそばに降りるということは、パイロットの判断としては速やかに降ろそうという判断だっただろうとは推測はできるわけですが、その際にその海上のヘリパッドに降ろせるかというところについては、もしかしたら難しいのかもしれないということもありますし、我々としては、そういう具体的なことを米軍に求めたことはありませんけれども、こういうことになるのかなというふうに思っております。

○喜屋武力委員 沖縄県の陸地にそういった空いてる広場とかを見つけて、多分、自分たちの命の安全、乗員の安全も考えて降ろしていると思うんですよ。それは降ろすたびに抗議が出てくるのは当たり前なんです。人がいないこういった降ろせる場所を指定すれば、沖縄県の安全性の面でも、やはり陸から離れたところに、浮き桟橋みたいな感じで、防衛省と一緒に考えてもいい方向性に行くんじゃないかなと思うんですけど。再度、県は考えないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員のアイデアとして、御意見として受け止めてさせていただきますけれども、まず我々としては警告灯が、ついて速やかに降ろさなければならないという事態をまず防いでくれという観点で、整備の徹底ですとか、安全管理の徹底というところを求めているところでございますので、委員の御意見として受け止めていただければと思います。

○喜屋武力委員 お願いします。

防犯パトロールの件で伺いたいと思いますが、8回、9回、7回からゼロになっていますけど、パトロールをしているという成果が出て、ほかでは事件・事故は起こっているのか、起こっていないのか、これについてお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員が示されているのは、合同パトロールのところ、逮捕者数が7回、8回、9回と連続でゼロになっているということについてかと思いますが、これは日米合同のパトロールは、沖縄市が主催で場所が特定されておりまして、ゲート通りの範囲の中で行われているパトロールについてのことで、そこについてはゼロだったということですね。それ以外の地域については、別の話ということになるかなと思います。

○喜屋武力委員 パトロールしている範囲では、事件・事故なかったと。この

パトロールがやってない、外ではどのような事件・事故が起こっているんですかと。これを見たいですね。

○知念克幸刑事部長 最初にお伝えしたように、令和7年12月から令和8年2月末までの米軍構成員等の検挙状況については、先ほど言ったように、21件19人ということですけど、米軍構成員以外については、今、手元にちょっと集計がないんですけど、かなりの数は当然あると思います。

○喜屋武力委員 合同パトロール行っていることに対して、事件・事故が減少したと、解釈してもよろしいのかなと私は思っているんですけど、沖縄市以外でのパトロールを行うべきところ、行っていないところでは、事件も少なくなっていないような感じもするんですが、それについて、もっと広域的にやるべきじゃないかなと思うんですけど、どんなですかね。

○新里秀生活安全企画課長 合同パトロールにつきましては、先ほど知事公室のほうからもお答えしておりますけれども、沖縄市が主催をして、沖縄市、その地域における犯罪の防止に向けた、意識を向上させるという目的でなされております。ですので、それ以外の場所につきましても、市町村からのいろいろな御意見が、御要望があれば、適切に対処していくというところだろうと思います。

また、その合同パトロールが、どういう効果がというところになりますけれども、防犯対策というのは一つ一つを、その効果を立証していくのは非常に困難であります。かねてから御説明しているとおり、防犯対策というのは、複合的それから重層的、継続して、あらゆることを検討しながらやっていくということだろうと思いますので、この合同パトロール一つを捉えてどういった効果があるかというところは、なかなか説明するのが難しいというところでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 パトロールを行っていることで、やはりいろいろと、性犯罪とか、そういったものも少なくなっているような感じが見えるんですよ。それに対して、本当に成果が見えているんじゃないかなと私は思ってますんで、米兵が、軍属とかが集まるところもあります。パトロールしてないところ。そういったところにも目を向けて増えてほしいなと。

国際通りでやったときにいろいろと抗議が出たような感じするんですが、そ

のときに、抗議をするというのは、米兵側が勝手にやったから抗議したのか、また、県のほうもこれはパトロールするということで、情報があったのか、それについてお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員からお話のあった国際通りのことについては那覇市での単独パトロールの日のことかなと想像しますがけれども、那覇市については、米軍から那覇市に対して合同パトロールの申出がありましたけれども、合同パトロールについては、地元としてそこはできないという、一緒にやることはできないということで、単独パトロールになったと聞いております。当初といいますか、予定としている地域は松山地区だったんですけれども、それが当初予定から外れて、国際通りで行ったということは情報として聞いておりまして、それで国際通りの歩いている一般の方が驚かれたのかなというふうに考えております。

○喜屋武力委員 米軍のパトロールと違って、防犯パトロール、青少年指導員がいろいろ市町村でやっている中で、青少年の犯罪を防ごうという意味と、これと似ているような感じがするんですよ。そういったものに関しては、県のほうどう考えています。

○玉元宏一郎基地対策課長 米軍が行っているパトロールについては、今回行われてきたものについては、時間帯も例えば午前1時から午前5時とか、単独パトロールについてはそういう形ですし、沖縄市の合同パトロールは夜の12時から2時までと、何を目的としているかという、リバティー制度を守ってもらう、守らせるというか、そのために行われているものです。午前1時からリバティー制度で、お酒を飲んじゃいけないということになりますので、そこを守らせるということを目的にしておりますので、その目的を明確にした形で実施されていると、一般的な青少年の防犯対策というのよりは明確に目的が絞られているのかなというふうに思います。

以上です。

○喜屋武力委員 子どもたちも午後10時以降は帰きなさいという指導内容なんです。10時以降あれしていたら補導しますよということで、似ている感じなんですね。そういったものに関して、やはり向こうもこういったものを重視すべきじゃないかなという考えで行っていると思うんですが、県のほうも米軍側と話し合って、犯罪・事故が多いところにも目を向けてほしいなという

ところがありますので、この件に関してもう一度お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃられるとおり、いわゆる米軍内の規則といいますか、リバティー制度はあくまでも米軍内のルールであって、ルールを守らせるために米軍のパトロールが行われているということでございまして、一般的な犯罪を防止はもちろん県警の役割かと思えますけれども。その地域内のルールを守ってもらうとか、そういう意味では少し共通する部分があるかもしれませんけれども、我々としては、リバティー制度という米軍内のルールをしっかり、規律を守ってもらうということは、犯罪防止にもつながる一つの方法だと思いますので、しっかりルールは守ってもらいたいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 沖縄県で米軍も沖縄県民もみんな共存して暮らしていく、安心して、安全にここで生活していくという、知事の公約にもあったような感じなんですが、だから、ちゃんと法律を守って、市民、県民も法律を守ってやっていく。向こうもやはりリバティー制度の中で、1時までには帰りなさいということを守らす。これも、同じ法律上の中で、米軍が決めたあれと、日本の法律と、ちょっとすれ違っているかもしれないけど、これにはまるようなところもあると私は見ているんですけど、共存して、やはりいい島にする、沖縄県をいい県にするということは、事件・事故のないようにすることは、お互いに協力し合うのが一番と思うんですけどね。もう一度、県のほうも深く米軍側と話し合って、やるべきじゃないかなと思っていますけど、どうですか。

○溜政仁知事公室長 委員御提案のとおり、当然、事件・事故のない沖縄県を目指すというのは、沖縄県にとっても大変重要なこととございます。そのために米軍に対しても、事件・事故が一件たりとも起こらないようにということは再三申し上げているということで、地域安全パトロールにつきましては、基本的には地元の意向といいますか、我々、地元が最大限配慮されるべきであろうと。その上で県民や観光客等とのトラブルにならないよう慎重に行うべきであろうという姿勢で取り組んでいるところでございます。引き続き米軍や政府と米軍関係の事件・事故等を減らす努力というのは、続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 よろしくをお願いします。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

最初に公安委員会のほうから資料の2ページで、2ページの下のほうに、年累計の資料があります。昨年との比較なんですけど、これは同時期の比較でいいんですか。件数も増えているみたいなんですけど、ちょっと説明をお願いします。

○砂辺操刑事企画課長 右側にあるのは、昨年の同期比の数字となっております。
以上であります。

○比嘉瑞己委員 昨年の米兵犯罪が過去最多となったということで私たちも決議を上げましたけれども、これで見ると昨年同時期と比べても、さらに多い傾向にあるということですか。

○砂辺操刑事企画課長 そのとおりでございます。件数でプラス4件、人員でプラス6件という状況になっております。
以上であります。

○比嘉瑞己委員 近年、米兵犯罪が多いということで、私たち繰り返し抗議もしてきました。だけど全然減らない。再発防止とか、綱紀肅正とか言うけれども減らない。合同パトロールやっただけで減らない。この状況、絶対許してはいけないと思います。それで上のほうで、先ほど玉城議員からありましたけれども、このその他刑法犯、9件のうち6件が住居侵入だということです。ちょっと確認したいんですけども、人がいようが住んでいなかろうが、不法侵入に変わりないと思うんですよ。許してはいけない犯罪だと思いますが、県警の認識はどうですか。

○知念克幸刑事部長 いずれにせよ、こういった犯罪であれ、県警としては法と証拠に基づいてしっかり対応していきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 地元の新聞でも不法侵入があるたびに報道もされて、県民に

しても信じられないようなことがどんどん起きているわけですよ。この統計の取り方もその他に入れるのではなくて、この不法侵入、住居侵入は、きちんと項目つけて統計を取るべきだと思うんですが、いかがですか。

○知念克幸刑事部長 統計の取り方については全国統一というか、取決め等もありますので、それに基づいてやっているところですけど、検討はしていきたいと思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、沖縄県議会の軍特委員会ですので、軍特委員会の報告では、きちんと分かるように表現の仕方を検討していただきたいと思います。

それでこの件について公室長にもお聞きしたいんですけども、前回も住居侵入について質疑をしました。大体朝方に起きている、飲酒絡み、中部の方たちに聞くと、やはり門限に帰れないものですから、住居で眠れると思って入ったというようなパターンが多いというふうに、地域では聞こえてきます。なぜ住居侵入が多いのか、こういうことをきちんと米軍と協議すべきだと思います。向こうも再発防止策に取り組むって言っているのに、何ら減っていないわけですから。フォーラムを開くという話もあったんですけども、そこでこれを議題に上げるべきじゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり我々も、住居侵入が相次いでいるというか、何度も繰り返されて、発生していることについては非常に懸念をしております。米側、また、沖縄防衛局、外務省にもその旨を伝えているところでございまして、フォーラムの中で議論することも含めて、米軍とも意見交換してまいりたいと思います。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、やっていただきたい。このフォーラム、今年はいつ開催するんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まだ次回の開催時期については、明確に決定しておりませんが、できるだけ議題などを米側ともしっかり確認をした上で、早く開催できるように努力していきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 正式なフォーラムは、年に1回とか言っていましたけれども、事務方では調整していくという話でしたので、しっかりと県から求めている

くべきだと思います。それで、この減らない、むしろ増えている犯罪なんですから、この対策が基地の外でパトロールとかやっても、結局そこ以外でたくさん起きているわけですよ。米兵が出ること自体が、問題になっているわけですから、米兵のリバティー制度をもっと厳格化する。この委員会でも議論になったんですけれども、門限がどうなっているのか、それちゃんとチェックしているのか、こういったことをやるだけでもね、全然違ってくると思うんですよ。この門限、今19歳は外出禁止があるんですかね。そうしたリバティー制度の中身含めて、それでも19歳以上の20代、若い米兵が不法侵入しているわけですから、こういった実態を突きつけて、皆さん、この米軍の外出についての規制というのはどうなっているのか、もっと厳しくするべきじゃないかという提案をしていくべきだと思います。いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもも今、米軍側とも複数回意見交換をしていく中でも、リバティー制度をまずはしっかり守ってもらう。また、それで足りない場合には、厳格化についても求めていくということも含めて、お話をしているところでございますが、まずは意見交換をしていく中では、米軍の犯罪がどのような状況で行われているのか、どのような傾向があるのかということも確認をしながら、先ほどの住居侵入など、具体的な、ある程度の焦点を絞って対策を取っていくような方法も考えていきたいと思っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 規律の守れない人は基地から出るな。それぐらい強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

続いて、私からも許田のヘリのことについてお聞きしたいんですけれども。今回の警告ランプ、その原因は何だったのか、米軍からその後の説明はありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 防衛局を通じて米側からの話として聞いておりますが、米側からは警告灯がついた理由とかという詳細については運用上の理由により、答えられないということで控えるということで聞いております。

○比嘉瑞己委員 このUH1ヘリ、昨年、この部品落下事故を起こしていますよね。発火の危険性のあるものが、何十キロというものが落ちた、18キロ。このことについても県も申し入れもしていると思うんですけど、その後、米軍からの事故原因の報告、再発防止策の発表ありましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられていたのは、昨年5月に本部半島で起こった部品落下事故のことだと思いますけれども。そのときは、部品が落下した原因については正確な原因を調査中であるということでしたが、その後、正確な原因が分かったというようなことについては、昨年6月6日時点で聞いていた情報としては、搭乗員は飛行前に機内の全ての備品が適切に固定されているか、点検を行ったが、何らかの原因でアクセサリーギアバッグの固定が不十分になったというような、内容の説明がありましたけれども、それ以上の原因については情報を得ておりません。

○比嘉瑞己委員 再発防止策を示すという意味でも全然不十分だと思います。事故が繰り返されるたびに、再発防止、綱紀粛正とか言うけれども、結局、その後の報告をきちんと米側に求めないから繰り返されると思うんですよ。やはり外務省もしっかりとした立場で抗議しないと、こういうのが繰り返されていると思います。そうした意味で、先ほど仲里全孝委員からありましたけど、今回の件の、県の対応も私も不十分だと思います。やはりこの口頭で要請するだけでなく、出向くんじゃなくて呼び出してきちんと抗議する。皆さんも一歩間違えれば人命に関わる問題だと、そこまで言っているんですよ。日本全国どこに子どもたちが野球しているところにヘリが来ますか。ほかの県で起きたらもっと大問題になっていると思います。そういった意味で沖縄県が毅然とした態度を取るべきだと思います。公室長いかがですか。

○溜政仁知事公室長 今回の事故について我々としても、子どもたちのいる近く、あるいは民家の近くに不時着したということについて懸念を示しており、大変遺憾だということで、私のほうから沖縄防衛局に対して口頭要請させていただいたところでございます。この要請の形態といいますか、方法につきましては、これまでの要請のやり方等、様々勘案した結果こういう形に、今回は私のほうから口頭要請をしようということになったものでございます。今後とも、要請の在り方というのは、日々検討したいというふうに考えております。以上です。

○比嘉瑞己委員 予防着陸の問題もありました。県としてはそう思っていないよ、不時着じゃないかと警告出ているじゃないかと。こうしたことも伝える場にもなるわけですから、毅然とした抗議を求めたいと思います。

終わります。

○小渡良太郎委員長 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時20分再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

高橋真委員。

○高橋真委員 私のほうからは、米軍構成員等による刑法犯等検挙状況、資料でいうと2ページ、今回、知能犯というところに注目して質疑をさせていただきます。

審査期間においては、昨年度と比較をすると、知能犯の検挙件数が増加をしております。この知能犯というのは、具体的にこれはどういう状況だったのか、増加した背景、そして検挙した内容について伺いいたします。

○砂辺操刑事企画課長 お答えします。

審査期間中の知能犯の発生状況でございますが、昨年12月21日、那覇警察署管内で発生しました無銭飲食事案と、12月25日、同じく那覇警察署管内で発生しました無賃乗車の事案で、いずれも現行犯逮捕した後、那覇地方検察庁に送致しております。

以上であります。

○高橋真委員 知能犯というのは、無銭飲食と無賃乗車の意味なんですか、伺いいたします。

○砂辺操刑事企画課長 知能犯にありましては、詐欺だとか、横領だとか、会社犯罪含めまして、そういったのが知能犯の定義に入るんですけど、今回の無賃乗車だとか、無銭飲食は、その手口の中の詐欺の中の部類に入るものですから、そういった計上になっております。

以上でございます。

○高橋真委員 では、この知能犯というのは、米軍関係者、軍属も含めて、昨年と比較をした場合、審査期間ではなくて、昨年は刑法犯、認知件数といいま

すか、検挙件数が過去22年、比較して最大だったということでありましたけど、その中において、そういった知能犯というのも実際に増加をしている傾向なのか、また具体的な件数として、1年前比較ぐらいでいいんですけど、増加をしているのか、減少しているのかをお伺いいたします。

○砂辺操刑事企画課長 お答えします。

昨年が発生状況でございますが、知能犯罪の発生件数はゼロ件であります。以上であります。

○高橋真委員 ということは、知能犯として認知して検挙したというのは、もう数年ぶりというか、本当に久しぶりというようなイメージなんですか。一番最後に、認知して検挙したのは、いつ以来なんですか。

○砂辺操刑事企画課長 詐欺の発生状況でございますが、令和5年、6年は発生がありません。令和4年が15件3名の検挙があります。以上であります。

○高橋真委員 分かりました。

この知能犯と併せて、密接に関係していると類推しているのが、薬物事犯であります。この薬物事犯も審査期間中は、昨年度よりも減ってはいるわけではあります。ただ薬物事犯というのが、米軍関係者からも出ているということでもあります。この詳しい内容を教えてください。

○吉元隆組織犯罪対策課長 まず審査期間中についてお答えいたします。

資料にありますとおり1件2人となっております。実際には2件2人を検挙しております。

まず1件目、米海軍人である当時27歳の男性を被疑者とする、令和7年3月下旬から同年6月27日頃までの間に発生した麻薬施用事案であります。

2件目につきましては、令和7年11月に発生した一般外国人と空軍軍属である当時30歳の男性の2名共犯による麻薬輸入事案であります。

続きまして、共犯事件につきまして若干説明いたします。共犯事件を検挙した場合の犯罪統計上の取扱いにつきましては、主たる被疑者に係る検挙事件として、計上されることとなっております。当該事件の場合、主たる被疑者が一般外国人となっていることから、同件の検挙事件として計上され、当該軍属に係る犯罪統計上の取扱いは0件1人となっております。同2件にあっては、それぞ

れ取調べ等、所要の捜査を実施して、那覇地方検察庁に事件送致したものであります。

続きまして、令和7年中、米軍関係者の薬物事案の検挙は2件1人となっております。令和6年中と比較しますと、総数で13件11人の減少となっております。この検挙件数、そして人員の減少につきましては、令和6年中は米軍関係者による麻薬輸入事案が急増したため、令和7年中は同種事案の発生検挙がなかったことが要因の一つに挙げられると考えられますが、その他にも、その時々における社会情勢、米軍の綱紀粛正、県警察の取締りなど、様々な要因があると考えられますので、検挙件数が減少した要因につきましては一概に申し上げることは困難であります。

以上です。

○高橋真委員 では、薬物事犯を検挙する場合のパターンとしては、恐らく税関とか、そういったところの引っかかりで出てくるんだろーと思うんですけど、米軍属関係者は違うんですか。そういったところから発見されるものではないんですか、お伺いいたします。

○吉元隆組織犯罪対策課長 米軍人、軍属、家族につきましても同じであります。例えば税関のほうから通報があって検挙する場合もあれば、捜査して検挙する場合もあります。

以上です。

○高橋真委員 調べたところによると、軍事郵便というのものもあるようであります。そういったところから入ってくる事例もあったわけですか、お伺いいたします。

○吉元隆組織犯罪対策課長 先ほど説明したんですけれども。令和6年につきましては、この非公用軍事郵便に関する通報がありまして、検挙件数が増加しました。昨年につきましては一件もありませんので、減少しております。

以上です。

○高橋真委員 県警の対策としてどのようなことを今、やっていますか、お伺いいたします。

○吉元隆組織犯罪対策課長 通常の対策なんですけれども、取締りの徹底や綱

紀肅正の依頼、そして指導教養というのを実施しております。

以上です。

○高橋真委員 分かりました。

それで、先ほど知能犯のことを質疑させていただいたんですけど、なぜ知能犯のことをお尋ねしたかという、今、日本国内というか、沖縄県内でも特殊詐欺が物すごく増えているんですね。どちらかというとも犯罪の主戦場が携帯電話に移っている。そういったことから考えると、これは別に米軍人、軍属関係ないのかなという思いがありまして、実際そういう特殊詐欺、投資詐欺、そういったものに関することが、米軍人・軍属からも検挙される、もしくは犯罪として覚知される、そういった事例というのものもあるんでしょうか、お伺いいたします。知能犯かなと思っているんですが、そうではなさそう。

○吉元隆組織犯罪対策課長 令和7年につきましては、軍人、軍属、家族につきましては特殊詐欺の検挙はございません。

以上です。

○高橋真委員 関係性がある場合もありますか、お伺いいたします。

○吉元隆組織犯罪対策課長 現時点で確認されているのはございません。

以上です。

○高橋真委員 ということは、そういう特殊詐欺関係の事案というのは、今、日本国内だけの大きな犯罪であるという認識ですか、お伺いいたします。

○吉元隆組織犯罪対策課長 現時点ではそういう情報とか来ていませんので、確認されておられません。

以上です。

○高橋真委員 知事公室にお伺いしたいことでありまして、実は2026年、今年の2月に、米軍の司令官がマスコミ報道等でも言っているんですけど、いわゆる刑法犯が増えたと、しかしながら、凶悪犯は減っているというようなニュアンスの報道されております。ということは、裏を返せば、凶悪犯は減っているけど、軽犯罪は増えているのではないかと見ているわけでありまして。なので、今、警察のほうに答弁いただきましたけど、そういった知能犯とか、先ほ

ど午前の質疑でもありました窃盗犯とか、そういったものが増えている状況というのは、認知していますか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもも警察からの情報として、刑法犯の件数なりは毎月チェックをして累計して比較などをしているところですが、刑法犯全体としては、先ほども県警からの話があったかもしれませんが、101件としてこの二十数年間で一番増えているという状況で、ちょっと今手元に、申し訳ありません、資料がないんですけど、内訳も一応確認しているんですけども、特別に凶悪犯が顕著に減っているとか、そういう印象は今持っておりません。

以上です。

○高橋真委員 分かりました。

向こうの言い分なので、私も、課長が言っているニュアンスはよく分かります。要するに、凶悪犯が減っているからいいというわけではないと思っています。単純に。まず、犯罪を減らすことが大事だということでありまして、軽犯罪においてもしっかりと申入れをしていく、犯罪を減らすことを申入れをしていくという、そういうスタンスを持って臨んでいただきたいなというふうに思っていますが、知事公室長いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 県としましては、米軍関係の事件・事故は一件たりとも起こってはならないというのが基本的な考え方でございます。司令官が、凶悪犯は減っているという話をされたという話ですけども、やはり短期で見るというものではなくて、少し時間を取って、どのぐらいかというのはなかなか言いにくいんですけども、そこは、どんどん減らしていく方向に一緒になってやっていく必要があると思います。先ほど出ましたフォーラムでもそうですし、我々の要請等、あらゆる機会を通して、県としても米軍の事件・事故を減らせるような取組というのは、協力してやっていきたいというふうに考えております。

○高橋真委員 以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくをお願いします。

今、通知しましたところの米軍構成員等による刑法犯等検挙状況について伺います。

私も一番下にあります年累計、午前も、午後も、今ありましたように、刑法犯が増えていると。昨年、県議会として全会一致で、最大になった刑法犯に対する抗議等を含め、再発防止を含め、要請にも行きました。そういうことを踏まえた上で、また累年計ですね、1月、2月でさらに今回、増えているという統計のデータもありますので、同じような意見にはなりますが、ぜひ県のほうは何らかの申入れを、早期のうちにやられたほうがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 昨年在最も高いという話で、今年の1月、2月も増えているという状況でございます。我々も事件・事故に関して近年増えている状況というのは危機感といいますか、懸念を持っているところでございます。ですので、要請といいますか、今フォーラムに向けて米軍との意見交換の場というのも設けているところでございますので、その際にも話をする、あるいは日本政府に対しても状況は伝えていくという取組を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○当山勝利委員 そのフォーラムがいつ行われるか分からないというところで、フォーラムでというののもいかなものかと思います。1月、2月で既になくなっていて、去年よりも多いということは、数字として出ているので、それは早めの対応がよろしいんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょう。

○溜政仁知事公室長 舌足らずになったようで申し訳ないんですけども、フォーラムでというよりは、今フォーラムに向けて取組を、日本政府、米軍関係者と話し合う機会が増えているところなので、その機会を捉えて、ぜひ説明していきたいという意味で申し上げたところでございます。

○当山勝利委員 堂々巡りになるかもしれないんですけども、この数字が表しているところをしっかりと機微に捉えて、早め早めの対応をしていただきたいということを申し入れたいと思います。

私のほうから同じところの風俗犯について伺いますけれども、この概要ちょっと教えていただけますか。

○知念克幸刑事部長 お答えいたします。

3件の風俗犯のうちの1件につきましては、令和7年10月6日の深夜、北谷町北谷の路上において自己の陰茎を露出したものということになっています。

2件目につきましては、令和7年12月19日、同じく北谷のほうで、路上において自己の陰茎を露出した。

3件目につきましては、米軍人男性による性的姿態等撮影事件ということがあります。これについては、令和7年12月に北谷町の集合住宅の一室において、20代女性と性的な行為の様子を盗撮したということで現行犯逮捕されたという状況であります。

以上です。

○当山勝利委員 なぜ聞いたかといいますと、こういう風俗犯が、いずれは凶悪犯につながる可能性があるというのは、県警の皆様方もよく御存じだと思いますので、起きてからの対応にはなってしまいますけれども、そこら辺も併せて知事公室のほうも、米軍のほうには、まずこういう小さなところから徹底してなくしていくということをやっていないと、大きな事件になるということにつながると思いますので、そこら辺をぜひ、併せて申し入れていただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 そうですね。米軍人の事件・事故については日々、要請等を行っているところでございますが、併せて今回の状況についても伝えたいというふうに考えております。

○当山勝利委員 あと、その下に、主な事件概要の凶悪犯という中で、凶悪犯の検挙事案はなしとあるんですけれども、捜査された件数分かりますか。

○知念克幸刑事部長 この期間において捜査した事実はないということです。

○当山勝利委員 分かりました。

次に、移ります。人身事故発生状況及び飲酒運転検挙状況の暦年のほうで質疑をさせていただきますけれども、前回、いろいろやり取りがあって、こうやって統計のほう見直していただきました。非常によく分かるようになりましたので、ありがとうございます。まず、累計として発生件数が93件、うち米軍

人が72件あるというのが分かりますが、これは公務及び公務外の件数というのは分かりますか。

○山内敏雄交通部長 お答えいたします。

この人身事故の関係につきましては、公務、公務外については、統計は取っておりません。

以上です。

○当山勝利委員 取っていないということは、分からないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○金良建交通指導課長 お答えいたします。

公務外、公務内の話なんですけど、公務証明というものは、那覇地方検察庁に対して送られるものというふうに承知しておりますので、県警としては、事故が発生した場合については、そこで認知をして、捜査をして、那覇地検のほうに送致するという手続でありますので、うちとしては統計を取っていないというような状況であります。

以上でございます。

○当山勝利委員 そうなると、下のほうの重傷者についても公務とか公務外というのはもう、今の答弁だと分からないということで理解いたしました。

知事公室のほうで、こういう交通事故で、重傷者、県内に住んでいらっしゃる方が6名もいらっしゃったんですね、昨年。この重症者の方々に対して、補償がなされているとか、なされていないとか、どういう状況であるかというのは、分かりますでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 補償に関しては、沖縄防衛局のほうで基本的に行われておりまして、私たちのほうでは把握はしておりません。

○当山勝利委員 沖縄防衛局のほうで一義的にやられるのは分かるんですけども、やはり県民の方々がそういう不利益を被っていらっしゃるということであれば、県としても把握したほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 補償について、我々ももちろん問題意識といいま

すか、しっかりなされているかどうかの関心はずっと持っておりまして、防衛局に確認はするんですけども、個別の手續の進行状況とかというのはやはり個別の案件ですので、なかなか教えていただけないんですが、例えば、全体の補償の支払額とか、件数とかいうところは情報としていただいております。ただ引き続き、しっかり被害に遭われた方が、必要な補償なりが得られる、受けられるように防衛局とも話をしていきたいと思っております。

○当山勝利委員 個別の案件なので答えられないというのは、私たちのようなものであればまだ分かるんですけども、いわゆる同じ行政機関の中で個別の案件に対しては答えられないというのは、何を根拠にもってそうなるんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 防衛局がどのようなことを根拠にしてそういうふうに提供できないということ話しているかについて、明確に、どれを根拠にしているかということ、私のほうではちょっと情報を持ち合わせておりませんので、確認させていただきたいと思っております。

○当山勝利委員 日米地位協定の第18条の第6項ですかね。公務外の場合は。公務内の場合も、その補償に関してはあって――、公務外の場合は本当に、国が積極的に動かないと補償されていかないということになりますので、ただ、それを国にだけ負わせるのではなくて県のほうもしっかり――県民がこのような被害に遭っているというのは事実ですから、しっかりとそこら辺は防衛省とも連携を取っていただいて、関わっていただきたいんですけども、ぜひよろしくお願いします。どうでしょう。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃられている観点、非常に重要だと思いますので、我々も防衛局としっかり意見交換してまいりたいと思っております。

○当山勝利委員 あと、飲酒運転なんですけれども、令和6年に比べて16件は減ってはいますが、上の統計の図を見ると総数で飲酒運転が絡む死傷者数が令和6年では6件、令和7年は16件と、非常に増えているというように統計上見えます。この要因について伺います。

○仲里鍛交通企画課長 まず統計の関係でお答えします。

本審査期間中、人身事故34件のうち、飲酒絡み事故は2件、前年比でマイ

ナス2件となっております。死傷者数に関しましては総数で40人おりますが、うち飲酒絡みは3人ということで、前年比でマイナス1人となっております。この事故の関係では、年ごとに数が上下するものでございますので、その要因について一概に申し上げることは困難でございますが、県警としては、これまで以上に交通違反取締り等を含めて飲酒運転事故防止対策を取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員 私が聞いたのは、年累計のほうで聞いたんですね、年ごとに状況は変わるのでということの御答弁はあったので、それは理解するんですけども、令和6年と令和7年、何が違ったんでしょうかねということを問うております。

○仲里鍛交通企画課長 ただいま委員御指摘のとおり、飲酒絡みの事故件数そのものも3件増えておりまして、死傷者数も16人ということで前年比でプラス10人となっております。まず、この事故の内容については、それぞれ飲酒関係の事故であります、その増えた理由について、前年比との比較について詳細な分析といいますか、それがなかなか難しい状況でございまして、一概にこれが要因だというのは、なかなかお答えするのはちょっと難しい状況でございます。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

知事公室にもお願いしたいんですけども、これは年々でそれぞれの状況が違うから一概にも何とも言えないというのはあるんですけども、去年は刑法犯が多かった。統計上、飲酒絡みの本当に死傷者数も増えているというのもあるので、そこも併せて米軍のほうにはしっかりと予防というか、こういうことがないようにするための取組を伝えていただきたいんですけども、いかがでしょう。

○溜政仁知事公室長 先ほども事件・事故の関係で、答弁させていただきましたが、米軍と、あるいは日本政府等と、米軍関係の事件・事故等について意見交換する機会がありますので、その際に、ぜひ伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○当山勝利委員 あと米軍のUH1ヘリの着陸の件でお聞きしますが、過去5年に、この同型機は何回このような緊急的な措置のために、もしくは警告灯が出たために着陸したというのは分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 UH1に関しての主なところで、私も把握している範囲で申し上げますと、昨年5月の、先ほども話題になりました物品落下はありましたけれども、そのほか令和6年11月14日、辺戸岬付近に海兵隊所属のUH1が不時着をしております。また令和3年6月2日には、津堅島の民間の畑に、同じく海兵隊所属のUH1が不時着をしております。

今把握している範囲で、以上です。

○当山勝利委員 新聞で見るとホワイトビーチにも緊急着陸という形で、令和5年ですかね、2月に着陸しているということもあるので、これも含めると過去5年で4件。そしてアクセサリーギアバッグというんですか、18キロのものも落とすのも5件、年に1回は何らかの事件・事故を起こしているという機体なんですよ。特にこういう、航空業界もそうだと思うんですけれども、小さな事故が集まることで大きな事故を起こすというのは常識なんです。これは同じ航空機を扱っている防衛においても常識だと思います。であるならば、この短期間で、幾ら緊急アラームが鳴ったので着陸しましたとはいえ、警告を鳴らしているわけですから、機械が何らかの不具合があったと思ってしかるべきなんですね。そういうことを捉えてこんな小さなことが集まれば大きな事故になりますよと。そういう機体を、特に住宅地の上空を飛ばせるということは、非常に危ないということをぜひ、防衛省を通して米軍に対しても訴えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり、上空を飛ぶ航空機は何か落ちてくるだけでももちろん、命に関わる危険がありますし、航空機自体が墜落したり、落ちてくるということは、もう絶対避けなければならない、あってはならないことだと思いますので、我々も小さなことにも、しっかり目を向けて米軍なり、また防衛局なりにも訴えていきたいと思います。

○当山勝利委員 以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　今のUH1ヘリコプター、皆さんのを見たら不時着となっているんですが、防衛局からは予防着陸ということで、予防着陸と不時着は非常に大きな違いがあるのは、皆さんももう十分御承知かと思うんですが、この中で、県の対応で強く要請したということは、要請を口頭で、電話で行ったのか、直接行って行ったのか、何回ぐらい行ったのか、その点についてちょっと確認させてもらえませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長　今回の不時着に関して県ではこのような事故が再び起こらないようにということで、沖縄防衛局及び米軍に対して、原因の究明、再発防止措置の徹底及び事故調査の報告、今後の一層の安全管理等について、令和8年3月10日に知事公室長から、沖縄防衛局宛て、口頭で要請をしています。

以上です。

○又吉清義委員　口頭で出向いて要請したということで確認して、まさか電話でやったということではないですよね。

○玉元宏一郎基地対策課長　電話で口頭で要請をしています。

○又吉清義委員　分かりました。

そうすると、皆さんが電話でやるぐらいということは――、やはり予防着陸というのは、防衛省のを見たら、危険の未然防止のために――、やはり大事な事故に至らない前にやるということは、これも必要じゃないのかなと私は個人的に思うんですよ。予防着陸の場合は危険を回避するためということで、不時着と予防着陸の大きな違いがあると。そうなった場合に、抗議ではない要請というのは、やはりお互い、注意喚起を促す段階にとどまる範囲かなと思ってですね。また、大事故に至らない前に、やはりこのパイロットの判断もある程度、私は必要じゃないかなと思うんですが、皆さんとして、そこに降りたことが問題なのか、降りずに飛べと言いたいのか、自分の基地内で降りろと言いたいなのか、その辺をどのように解釈していますか。

○玉元宏一郎基地対策課長　現象として警告灯が出たときに、どこにも降りずに基地まで向かえというのは、もし墜落したらもっとひどいことになりますの

で、そこまで言うつもりはございませんけれども、今回降りた場所が児童が野球を練習しているようなグラウンドのすぐそばで、またさらに、すぐ近くに民家もあるというような状況で降りたということについては、非常に危険であるし、県民に不安を与えるということについては、非常に遺憾であるということ、抗議の意味を伝えております。

もう一つは警告灯がつくということ自体に問題があるということ踏まえて、しっかりとした整備、安全管理をしっかりと徹底するようにということをお願いをしているということでございます。

○又吉清義委員 強く抗議じゃなくて皆さんの県の対応を見たら要請になっているものですから、やはり何らかのお互い形をやってやるのも大事じゃないかなと。もしそのまま続行して飛行することによって、むしろ大事故につながったらいかなものかなと。そうなった場合に、対応の仕方ですね、私たちはもっと検討してもいいのかなと。ヘリコプターそのものが着陸したら、すぐ抗議抗議になっていますが、やはりいかなものかなと最近そう思ってて。我々議会としてやる場合も、思いを持つ場合にも、そんな使い分けも今後大事なのかなと思ってあえて聞いている次第です。

あと一点ちょっと確認したいと思います。先ほどの米軍人・軍属の事故についてなんですけどね。トータル的に、ちょっと気になるのが1点あるんですけど、まず薬物のほうです。薬物事犯についてなんですけど、年間でここ二、三年、米軍人・軍属の平均はどのぐらい発生しているかということなんですけど、おおよそでよろしいです。

○吉元隆組織犯罪対策課長 お答えいたします。

過去5年で見ますと、10人前後の検挙で推移しております。

以上です。

○又吉清義委員 分かりました。

これもぜひ、しっかり嚴重に取り締まることも非常に大事なことであるし。また、県警のほうもこれとは違うんですが、近年、沖縄県民の青少年の子どもたちの薬物事犯が、もう恐ろしいぐらい伸び率が違うんですよ。ですから、米軍人・軍属も取り締まる中で、ぜひ県民のほうにも力を注いでもらえませんか。まあ外ではあるんですが、とにかく少年のこの薬物事犯の伸び率はもう信じられないぐらいですから、この1月、2月、3月でも逮捕者も出るぐらいですので、ぜひ、米軍人・軍属が、どのように協力して横ばいであり、減らすこ

とができるかというのを生かしながら、ぜひ県民のほうにも注視していただきたいなということ。

そこで最後に聞きたいんですが、この米軍人・軍属の事故との関係で、補償に関する事件・事故があった場合に、補償関係が発生した事件・事故で、1年以内に解決、全てしているかと思いますが、いまだに、1年以内に解決できずに、これがあるような事件・事故があるのかなのか、その点をちょっとお伺いしたいんですが。

○玉元宏一郎基地対策課長 議員の御質問のうちの補償について、これは沖縄防衛局のほうで申請を受け付けて米軍と協力しながら行っていくんですけれども、1年以内に解決しているかどうかというようなこととか、1年以上かかっているのがどのくらいあるのかというところの情報は、詳しくは持ち合わせておりませんが、1年以上かかるケースもあると聞いております。

以上です。

○金良建交通指導課長 事件・事故の解決の話でございますけれども、事故についても千差万別でございますので、事故が複雑なもので捜査を要するものについて、1年を超えることも起こり得ると思うんですが、大変恐縮ですが今手元にはそういう資料がございませんので、ちょっと1年を超えることもないことはないということを御理解いただければと思います。

○又吉清義委員 ぜひ後で分かり次第教えてもらいたいんですが、特に補償関係で以前調べたときには、長い期間、これがうまくどのように解決していか困っている県民も結構な方がいたものですから、その後順調に何とかできたよとも聞いておりますが、いまだにあるのかとなれば、我々はそれを早急に解決すべきですね。やはりそういった取組、また、体制も整えていかないと大変だなと思って。もし分かり次第後で、ぜひ資料等でもあれば頂けませんか。何件ぐらいあるか。

○金良建交通指導課長 確認して、提供できる範囲内で、また御相談させていただければと思います。

○又吉清義委員 補償関係もないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄防衛局に確認をしてみたいと思います。

○又吉清義委員 以上です。ありがとうございます。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、同種の質疑答弁の繰り返しを受け、円滑な議事運営及び本委員会の設置目的に鑑み、執行部に対し、説明は客観的で広義に適用できる一般的な文言を使用すること、事案に際し、その場の答弁にととまらず、その後の情報収集、調査、分析等を行うことについて、要望があった。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

以上で、令和7年12月以降の米軍関係の事件・事故について及びそれに係る再発防止策等の進捗についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、刑事部長及び交通部長の退職挨拶。その後、説明員等の入替え。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

次に、知事公室長等関係の陳情令和6年第135号外15件を議題といたします。

ただいまの陳情について、知事公室長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、全定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 引き続きよろしく願いいたします。

それでは知事公室所管の陳情につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しましたのは、陳情の目次でございます。

米軍基地関係特別委員会に付託された陳情は継続が13件、新規が3件、合わせて16件となっております。

継続審議となっております陳情につきましては、処理方針に変更があった主な部分のみ御説明させていただきます。

ただいま通知しましたのは4ページ目、陳情令和6年第135号常態化する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

5ページ目の29行。「また、令和8年1月には、令和7年12月15日以降、伊江島補助飛行場における大型固定翼機の運用が再開されたことを踏まえ、小泉防衛大臣に対して、米軍に対し今後嘉手納飛行場において同訓練を実施しないよう強く働きかけることを要請しました。しかしながら、令和8年2月3日に同訓練が実施されたことは、SACO最終報告の趣旨を無視するものであり到底受け入れられず極めて遺憾であることから、県は、米軍及び日米両政府に対し強く抗議したところです。」と変更しております。

次に、新規の陳情3件について御説明いたします。

37ページ、陳情第1号日米合意に違反する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

次のページの1から3までについて、陳情令和6年第135号と同じとしております。

次に、39ページ、陳情第5号日米合意に違反する米軍パラシュート降下訓練に関する陳情でございます。

40ページ目、1及び2について、陳情令和6年第135号と同じとしております。

次に、41ページ、陳情第17号米軍単独パトロール及び日米合同パトロールの即時中止を求める陳情でございます。

43ページでございます。1について、沖縄市が主催する日米合同地域安全パトロールについて、昨年11月に実施されたパトロールの振り返り会議において、沖縄市から、合同パトロールは地域活性化や防犯意識の向上のために実施しており、単独パトロールとは切り離して考えていること、合同パトロールは継続することによって効果が現れるため、今後も実施することなどについて説明がありました。

県としては合同パトロールを実施する場合、地元の意向が重要であり、地元の沖縄市が合同パトロールを実施する意思を強く表明していることから、市の考えを尊重しております。

また、本年1月、小泉防衛大臣に対し、合同パトロール及び単独パトロールの実施に当たっては、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行動することや昨年12月の日米合同委員会の声明の内容を遵守することを米軍に働きかけることを強く求めたところです。

次に、44ページの2について、米軍人等による女性への性的暴行事件は、女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質なものであり、断じて許すことはできません。

県はこれまで、このような事件が発生するたびに、米軍及び日米両政府に対し強く抗議するとともに、米軍による被害者への謝罪、綱紀粛正や教育の徹底、リバティー制度における外出制限措置のさらなる厳格化等について繰り返し求めてきたところであり、令和8年1月に、小泉防衛大臣に対し、通報の徹底や被害者への適切な補償を遅滞なく実施することなどを求めたところです。

県としては、引き続き、米軍及び政府に対して、再発防止策の強化等を強く求めるとともに、関係機関と連携を図ってまいります。

また、本陳情の2については、こども未来部との共管となっていることから、こども未来部から説明いたします。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 2について、県では平成27年2月に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「同センター」という。）を開設し、令和元年8月の病院拠点型移行と同時に24時間365日体制で相談を受け付けています。同センターでは、精神的ケアとして希望者に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施しており、継続的な支援が必要と判断した場合には、適切な医療機関等へつなぐなど、相談者の心身の状態やニーズに応じた支援を行っているところです。

また、性暴力の被害者が、被害後に周囲の人々や社会から心ない言葉や対応を受けたり、プライバシーを侵害されるなど、不当な扱いを受けることで、精神的に二重の苦痛を負うことがないよう、被害者支援の体制強化が不可欠だと考えています。

県では、同センターの相談支援員だけではなく、医療関係者や支援機関等の従事者に対し、性被害に遭われた方の心情について理解を深め、適切な対応等を学んでいただくために毎年、研修を実施しているところです。

県としましては、被害者の心身の負担軽減や健康の回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるよう、気持ちに寄り添った支援を行うため、関係機関と連携し、対応してまいります。

○溜政仁知事公室長 知事公室の所管に係る陳情についての処理方針の説明は、以上となります。

○小渡良太郎委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願いします。

39ページの新規陳情、陳情第5号の嘉手納町議会から来ているパラシュート訓練に関する陳情についてお聞きしたいと思います。

嘉手納町からは何度も同様なパラシュート訓練に関する陳情が届いております。最初に嘉手納だけじゃなくて津堅島でも訓練が行われていると思うんですけども、直近の訓練の状況を確認させてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 答えいたします。

現時点で県が把握している津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練は、平成9年以降、71回となっております、直近で申しますと、令和7年1月22日、6月25日でございます。

県が把握している嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練について、平成8年のSACO最終報告以降、34回行っておりまして、直近では先ほど処理方針のところで述べました2月3日のMC130から35人が降下した訓練となっております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 直近、2月3日に嘉手納で行われた訓練というのは、これまでの訓練とちょっと性格も変わってきていますよね。伊江島で、もう既に工事は終わって、向こうでも飛行機の飛んでいる訓練もやっている。それなのに嘉手納でもまたやったということで、今、陳情が届いていると思います。

米軍が言う例外的規定にあるときは、嘉手納でやっていい、津堅島でやっていいという向こうの言い分だと思うんですけども、この例外的規定というのはどういうものなのか、今回該当していると県は考えているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員から御質問あった4つの例外的な規定についてどのようなものかと申しますと、まず1つ目に、定期的に行われるものではないこと、2つ目に、小規模であること、そして3つ目に、訓練を行う喫

緊の必要があること、4つ目に、悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないこと、この4つの要件を満たす場合というふうにされておりまして、私どもとしては、伊江島で訓練ができる環境が整っておりますので、この4つの要件に、該当しないということで、抗議・要請をしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 私自身はSACOの訓練移転自体も反対の立場ですが、そうであってもこの例外規定にも該当しないということが言えると思います。

もう一つ、この小規模な訓練である場合に限っては認めるという内容なんですけど、2月に行われた嘉手納の規模というのは小規模と言えるものですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもとしては35人が小規模と言えるかという、必ずしも小規模ではないと考えますが、沖縄防衛局からの説明では、米側は小規模に該当するという認識を示しているということでございます。

○比嘉瑞己委員 2月3日、1回というふうに皆さんカウントしているんですけども、これは2月3日の1日という意味だと思うんですよね。この3日の訓練の内容を分かる範囲で、もう一度お願いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 2月3日の訓練の概要ですけども、時間が12時5分頃から16時5分頃にかけて、嘉手納飛行場において、米軍によるMC130を使用したパラシュート降下訓練が行われ、延べ35人が降下したということでございます。

○比嘉瑞己委員 嘉手納町の意見書を見ると、この日、7回にわたって35人が降下訓練したということで、長時間にわたって、これだけの人数が降りてくるんですね。とても小規模な訓練だと言えないと思います。

それで伊江島ではどうなったかということなんですけれども、伊江島の訓練の状況分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練のことなんですけれども、修繕工事が完了して令和7年12月15日以降、大型固定翼機の運用が再開されたんですけれども、その翌日の16日にパラシュート降下訓練が実施されたということは確認しているんですけれども、それ以

降、どのような形で実施されたかどうかについては把握できておりません。

○比嘉瑞己委員 嘉手納や津堅島では、皆さん把握はできているけれども、伊江島ではできていない。米軍はノータムという制度があって事前に伝える義務があると思うんですけど、伊江島ではノータムは発令しないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 一般的な演習通報として、この期間中に何らかの訓練が行われるということは、防衛局から通知があるわけですが、パラシュート降下訓練だと、嘉手納ですとか、津堅の場合は、ノータムが発出されてそれで我々も把握することができたりするわけですが、伊江島の場合は今のノータムが発出されていない状況で、なぜ発出されていないのかということについては、今防衛局に確認中でございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、伊江島でもきちんと報告すべきだと思います。それで、SACOで読谷での訓練を県民の負担軽減の名の下で、移転という形で、いろんな政治的な立場あっても、読谷の皆さんのためであればということで、当時の村長や町民も受け入れた部分もあったと思います。しかし、実際、県民の負担軽減になっているかといったらそうではないわけですよ。この例外的規定もすごいずさんな運用でね、嘉手納でも日常的に繰り返されてきた。伊江島でもやっている、報告もない、実態も分からないという状況では、全然県民負担の軽減にはなっていないと思います。この間伊江島の村長も新聞にインタビュー載っていましたが、認めはしたけれども、さらなる伊江島の負担増になるのは勘弁してほしい。そういうこと本音だと思うんですよね。そうしたところも酌み取って、県としても、この危険なパラシュート訓練自体を、禁止すべきだということを堂々と私も求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○溜政仁知事公室長 パラシュート降下訓練については、読谷補助飛行場で行われていたものについては、過去に死亡事故等が起きた経緯等もございまして、これについては、SACO合意に基づいて伊江島で行うというようになったのですが、伊江島で行われればそれはいいのかというと、そういうわけではなくて、やはり伊江島で行われる場合も安全にやる必要がある。何回かといいますか、提供施設外への降下等が米軍兵、伊江島でも見られる状況でございます。その度に県としても抗議等を行っているということでございます。

また、嘉手納についても、基本的には、我々は了解をしていない中で日米の間での取決めに基づいて、パラシュート降下訓練が行われているわけですが、

ども、これについても到底認められるものではございませんので、引き続き日米両政府に対して、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の禁止・中止と、伊江島の飛行場での安全管理の徹底等については、求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、この県民負担の軽減になっていないと、伊江島だけでなく、嘉手納も津堅島もみんな困っているというところをですね、しっかりと実態突きつけて危険な訓練自体を禁止すべきだということで、頑張っていたきたいと思います。終わります。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 今回の陳情第5号の質疑に関連するんですけども、嘉手納基地の米軍パラシュート降下訓練について何点か確認させてください。

これまでの皆さん処理概要を見ていると、伊江島補助飛行場の修繕が完了するまでは、県外でやってくれと。完了したら皆さんは伊江島でやりなさいというのは主張がもうなくなってはいるんですけど、実際、伊江島補助飛行場の修繕は完了されているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 去年の12月15日で完了して供用が始まっているというふうに承知しております。

○仲里全孝委員 その後も嘉手納でパラシュート訓練降下訓練が実施されているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 その後、2月3日に嘉手納でのパラシュート降下訓練が実施をされております。

○仲里全孝委員 これはなぜですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 日米の合意といいましょうか、取決めの中で、嘉手納でパラシュート降下訓練を実施できるための条件といいますか、要件が4つ示されておりまして、少し申し上げますけれども、まず、1つ目に、定期的

に行われるものではないこと、そして小規模であること、そして訓練を行う喫緊の必要があること、ここまでの3つで、4つ目に、悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないこと、この4つの要件を満たす場合に嘉手納で実施できるというふうになされておりまして、これに基づいて実施されたというふうに聞いております。

○仲里全孝委員 この4つの要件は、SACO合意でどうなっていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 SACO合意には、そのような要件は、その時点では定められておりません。

○仲里全孝委員 12月15日に伊江島補助飛行場の修繕が完全完了したと、新聞報道でもされていたんですけれども、県から誰かこの完了式典に参加されていますか。

○又吉信基地対策統括監 私のほうが出席して確認しました。

○仲里全孝委員 これは案内があったんですか。

○又吉信基地対策統括監 行政、関係機関、プラスマスコミ宛てに案内が来て、それぞれの判断で参加したと思います。

○仲里全孝委員 県のほうに案内があったのかどうか確認したいです。

○又吉信基地対策統括監 県のほうにも案内がございました。

○仲里全孝委員 式典での内容、完全に補助飛行場の修繕が完了したという式典になっているんですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

まず我々は、先に飛行場を確認しました。そのときに米軍の関係者はMC 130に乗って、降りてきましたので、完全に使える。その後も式典終わってから、またその飛行機で帰りましたので、離発着できるということを直接確認したものであります。

○仲里全孝委員 そのときの式典の大きな目的は、今後伊江島でパラシュート等訓練をするとか、そういった内容になってなかったですか。

○又吉信基地対策統括監 工事が完了したということで、大型の飛行機が離発着できるということで、今後、ここでパラシュート降下訓練が行われる。ただし、例外的な要件があるので、嘉手納でやることもあるという内容だったかと思います。

○仲里全孝委員 前回までの定例会の皆さんの主張は、完了すれば伊江島のほうで訓練してくれと、そういった処理概要でしたよね。それを何で皆さん主張しないんですか。いまだに何でパラシュート訓練がされているのか。4つの条件もあるのに、SACO合意も明記もされてないのに、前回の処理概要までは皆さん、伊江島飛行場の修繕が完了するまでって処理概要にあったじゃないですか。処理概要、これにある修繕が完了していますよね。今、12月15日に。なぜそれなのに、この4つの項目、SACO合意もないのに、嘉手納でまだ訓練しているんですかということです。

○溜政仁知事公室長 県としては工事が終了したので、当然伊江島補助飛行場で訓練が行われるべきだというふうに考えているんですが、2月3日に訓練が実施されたことを受けて、米軍及び日米両政府に対して、県からこういうことは到底受け入れられないという趣旨で、強く抗議をしたということでございます。

○仲里全孝委員 以前から皆さん、この間、私も何度か皆さんと意見交換をしたんですけれども。皆さんの主張は、伊江島飛行場が完了すれば、伊江島のほうに移転してくれという主張だったんですよ。その内容は国と、あるいは防衛省と調整はされてないんですか。

○溜政仁知事公室長 移転してくれといいますか、基本的にSACO合意では伊江島補助飛行場で行うということになっているので、その趣旨に沿ってやるべきだということをこと言っていて、国や米軍も、これまで工事中なので伊江島補助飛行場での訓練はできないと、そのため、嘉手納で訓練を行っているという説明を受けていたということでございます。

○仲里全孝委員 いや、新たに4つの条件がつけられているじゃないですか、

今回。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、先ほど申し上げた4つの条件は、最近つけられたというものではなくて、平成19年1月25日の日米合同委員会で、例外的な場合に限り嘉手納の飛行場を使用するということで、ここで確認をされておりますので、二十何年かたっているかなと思います。

以上です。

○仲里全孝委員 だからSACO合意の後に、こういった条件をつけられた後に、皆さんは、これまで伊江島の飛行場の修繕が完了すれば、伊江島でやってくれと。そういった話合いはやっていますかということなんですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回、2月3日に行われたときの要請でも申し上げておりますけれども、これは県庁に沖縄防衛局長などを呼んで抗議したわけですが、そのときにも我々の言い方としては、SACO合意の趣旨に沿って実施してくれということで、それは伊江島補助飛行場に移転をされたということに沿って、実施してくれということでございます。

○仲里全孝委員 今回2月3日、嘉手納飛行場で訓練が開始されたら、皆さん小泉防衛大臣に抗議しているじゃないですか。そうすればね、皆さんがその主張をするんだったら、以前から抗議すべきだったんじゃないの。

○又吉信基地対策統括監 この嘉手納飛行場でのパラシュートに限って私のほうで、ノータムが出た時点で、防衛省からノータムの連絡受けた時点で、口頭要請という形で電話ではあるんですけども毎回やっています。そのときには、この処理概要に、25行辺りに書いてあるとおり、SACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきということは毎回伝えています。その上で、今回ノータムに沿って、本当にこの4要件に該当するんですかということも確認しています。ただ防衛省は、米軍がそう言っているからそうだというふうな回答しかなくて、それで実施に至っているということで、実施した後も、先ほど言った2月3日については、防衛局長と大使を呼んで抗議したというところでございます。

○仲里全孝委員 私が言うのは2月3日後では……。以前にもそのような調整、そのような抗議をすべきだったんじゃないですかって言っているんです

よ。

○又吉信基地対策統括監 ですから、昨年12月15日以前も工事中ということで、何度もこの嘉手納飛行場でやっています。そのたびに、ノータムが出て実施するという連絡を受けるたびに、その都度、口頭ではあるんですけども、防衛局のほうには伝えています。

○仲里全孝委員 そうやっているんですけどね。まだ、工事が完了しても、今までどおり嘉手納でパラシュート訓練やっているじゃないですか。毎回、議定例会に嘉手納の議会から議長宛て、毎回陳情出ているんですよ。皆さんの動き全然見えませんよ。皆さんが抗議しているのは見えない全然。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど統括監からお話がありましてとおり、嘉手納でパラシュート降下訓練が実施される前とされた後についても、県から抗議要請をしております、そのことについては県のX、旧ツイッターとかにも掲載するなどしてお知らせをしているところです。毎回、抗議要請をしているということでございます。

○仲里全孝委員 抗議内容、簡単でいいですので紹介してください。米側、あるいは日米両政府に抗議しているってありますけれども、どのように抗議されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 2月4日に防衛局長宛てに抗議した際の抗議文書を読み上げたいと思いますが、「米軍は、令和8年2月3日に嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しました。県はパラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えております。嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、令和5年12月以降、伊江島補助飛行場の滑走路の不具合を理由に、繰り返し実施されてきましたが、令和7年12月15日に伊江島補助飛行場の滑走路の修繕が完了し、大型固定翼機の運用が再開されたことから、現在、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施する理由はないものと認識しております。このような状況にあるにもかかわらず、この度、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が実施されたことは、SACO最終報告の趣旨を無視するものであり、到底受け入れられず、極めて遺憾です。ついでには嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の実施に強く抗議するとともに、嘉手納飛行

場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを米軍に強く求めるよう強く要請します。」

以上でございます。

○仲里全孝委員 これ2月4日の抗議文になっている。その以前の抗議を紹介してください。毎回やっているって言っていますから。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどの2月4日付の抗議文書と基本的な構成は一緒なんですけれども、その時々で少し付け加えたりすることがありましてそれを1つ紹介いたしますが、令和7年10月24日付で防衛局長に抗議したときの要請文の中では、例えば、これまで政府からは、降下作戦に係る資格を部隊の隊員に付与、維持させるために行うものであり、例外的な場合に限られるとの説明がありますが、9月26日、10月9日、10月23日と、この1か月弱の間に3回ものパラシュート降下訓練が実施されており、これほど短期間のうちに、資格の付与、維持のために同訓練を実施する所要が生じるのか、甚だ疑問です。もはや定期的でない訓練を行う喫緊の必要があるなどの例外的な要件に該当するとは到底考えられない。このような訓練の実施はSACO最終報告の趣旨や地域住民を甚だ軽視するものであるというようなことを付け加えたりして要請をしております。

○仲里全孝委員 令和7年の日付を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 令和7年10月24日の抗議のときの文書でございます。

○仲里全孝委員 その前の抗議は日付だけ教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 全体で、結構あるんですけども、まずは令和7年について申し上げますと……。

○小渡良太郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から、令和7年より前の日付を教えてくださいとの確認があった。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 では、伊江島の修繕が始まってからのものでいきますと、最初のが令和5年12月27日、そして次が令和6年1月25日、令和6年2月20日、令和6年3月22日、令和6年5月10日、令和6年5月23日……。失礼しました、ちょっと口頭のところの日付を言ってしまったので……。…。

○仲里全孝委員 ちょっと内容確認したいので、資料を後で下さい。ここで一番大切なことはですね、回答どうなっていましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 おおむね同じような回答が続いたところですけど、例えば、2月4日、直近で行われたときには、これは外務省沖縄事務所特命全権大使の回答ですけども、パラシュート降下訓練は日米間の合意に基づき、伊江島補助飛行場で実施することが基本であり、嘉手納飛行場の使用はあくまでも例外的な場合に限られる。米側からは、部隊の即応性を維持するため、このタイミングで訓練を実施しなければならない中、当日の気象や海象の状況により、伊江島補助飛行場の使用が制限されることから、嘉手納飛行場で訓練を実施せざるを得ない状況であったとの説明を受けている。引き続き米軍と密接に連携を図り、訓練の実施に当たって、安全面に最大の配慮することを要請し、影響が最小限となるよう対応していくという回答、そして沖縄防衛局長からは、今回の訓練は日米の合意に基づき、例外的な場合に該当するものとして行われたものと認識していると。主にはこのような回答が続いております。

以上です。

○仲里全孝委員 分かりました。

今外務省と防衛省の回答紹介してもらったんですけども、この内容からいうと、合意事項であるんですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成19年に日米合同委員会で一応合意されたということになっております。

○仲里全孝委員 そうであればね。知事公室長、訓練の中止を求めるべきじゃ

ないですか。皆さんは伊江島でやってください、県外でやってください、そう
いったことではなくて。毎回、嘉手納町から、議会から、危険だからやめさせ
てくださいと、県にお願いに来ているんですよ。我々議会に陳情来ているん
ですよ。皆さんが求めるのは、中止を求めるべきじゃないの。皆さんがS A C O
合意とか、いろんなことを言うんだけど、これ間違っている取組じゃない
の。どうですか。

○溜政仁知事公室長 我々の要請においても、同訓練を実施しないよう要請し
ているということです。違いはないのかなというふうに考えていますが。

○仲里全孝委員 みんなに聞いてくださいよ。違いありますよ。我々県議会の
抗議決議も中止しなさいと書くんですよ。我々県外でやりなさいって言ったこ
とないですよ。伊江島飛行場を使いなさいって言ったことないですよ。皆さん
が勝手に言っているんだ。こういうふうに毎回ね、嘉手納の議会から中止を県
に求めているのに、議会も議会ですよ、問われますよ、我々も。皆さん抗議抗
議と、中止させてくださいよ。前から議論されているじゃないですか、この中
で。なんでわざわざ伊江島で修理が終わったら、そこにもまた統括監、参加し
ているわけでしょ。伊江島補助飛行場の修繕完了の式典か何か知らないんです
けれども。そこで話すべきじゃないの。せっかく参加しているから、統括監
が。それもしないで、伊江島でやりなさい、県外でしなさい。危険なところは
どこでも危険なんですよ。パラシュート訓練というのは、民間に降りたら危険
だから、どっかでやってくださいって言っているんですよ。皆さん曖昧な回答
をいつまでも。どうですか、知事公室長。

○溜政仁知事公室長 まず伊江島補助飛行場の滑走路の開通、開所の式典につ
いては、我々、現場の確認も含めて統括監に行ってもらったということござ
います。セレモニーですので、なかなかそこで意見交換を行うという機会がな
かったのかなと思っています。

また、我々もS A C O最終報告の趣旨に沿って行うべきだということは言っ
ていて、嘉手納飛行場においては、同訓練を実施しないようということを強く
求めているということでございます。

以上です。

○仲里全孝委員 以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 お願いします。

今の新規の陳情第5号、ちょっと重なる部分もあるかと思うんですけれども、以前から続いているものが、伊江島飛行場が完成した後も、嘉手納でもなお実施しているというところで、この何年もその都度、嘉手納町からも陳情が上がり、また県としても抗議しているというところですね。先ほどの質疑でもありましたけれども、それに対して、じゃ、一体どういう説明があるんだろうというところなんですけれども。お聞きしていると、かみ合っていないのかなということはあると思うんですね。県として言っているのに対して、米軍あるいは、外務省からの説明というのが、基本SACO合意、あるいは平成19年の日米合意に基づいているんだよという説明をされると、それだけで、現実、こちら側の説明とかみ合わない。そういう意味では、実施する側は、あるいは政府というのは、受け止められてないんじゃないかというふうにも取れるわけですよ。そこをどう、同じような地域の声を含めて、要するにSACO合意というのがあるって、負担軽減ということでやったはずなのに、現実また負担があり続けているということを、向こうは合意のとおりやっていますよというスタンスでの説明だとしたら、もうかみ合っていないですよ。そこをいま一度、負担軽減というところのお話ができるのかどうか、その辺県としての――、その都度抗議することではあるんですけれども、現実かみ合っていない中で、どういう協議というか、解決に向けたやり方という考えがありますか。

○溜政仁知事公室長 今委員おっしゃっているとおり、当該パラシュート降下訓練というのは、そもそも県、あるいは県民の読谷補助飛行場でパラシュート降下訓練を行うなという強い要望を踏まえて、SACO最終報告において伊江島に移転するという話があり、それを伊江島村長、伊江島の方々が受け入れていただいて現在に至っているというふうに承知しております。にもかかわらず、我々の及ばないところで日米の合意に基づいて、嘉手納飛行場でもパラシュート降下訓練ができるという取決めが結ばれたというところに問題があるというふうに考えていて、これについては、我々は全く承知してないというか、受け入れられないということは、再三申し上げているところでございます。政府も必要最小限ということは、おっしゃってはいるところなんですけれども、この必要最小限というところも、県の認識と、政府の認識、あるいは米軍の認識とかいうところに違いがあるのかなと思っていて、我々としてはもう粘り強

く、嘉手納飛行場における訓練は行ってはいけないということを強く要請していくということになろうかというふうに考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 最小限というのが、過去に示された条件というところできくと例外的というところが、実態としてはそうじゃないだろうというのが、地元の声ですよ。それを言い換えると、もういつでもやる訓練になり続けているのかなと、こちらとしてはそう見えるわけですけども。単なる説明じゃなくて実態を捉えて、その負担軽減というのが、先ほど言いましたように過去にあったわけですから、合意が。それも、実施する側、米軍側として、もう済んだ話として、こちらが今言っていることが通じてない、意に介さない状態になっているんじゃないかなというふうに思えるわけですけども、そこは30年前合意したSACO合意の趣旨に戻ることができるのか。済んだ話じゃなくて、今なおあり続ける話として負担軽減の話をいま一度、SACOに戻った話にするのか、それとも新しくこれから。そういう意味では向こうの考えをちゃんと聞き出す、時間もたって今どういう運用なんだというところで、大事な負担軽減の趣旨に戻って、しっかりとかみ合う議論、そして具体的な措置にいま一度持っていく。一方的に抗議する、それで回答して終わりとかそういうことじゃなくて、県民の負担軽減のための協議というのが、必要なんだろうと思うんですけども。どうでしょう。

○溜政仁知事公室長 我々としては、負担軽減についての協議の場を設けていただければそれに越したことはないと申しますか、ぜひやっていただきたいと思っているところなんですけれども、日本側のスタンスとしては、米軍の運用等については申し上げられないというのが、政府のスタンスだというふうに承知しております。我々としては、機会あるごとにこういう運用をやってはいけないということを強く、日米両政府に対して訴えていくことになろうかというふうに考えているところです。

○米須清一郎委員 難しいと思うんですけども、これまでのやり方では、なかなか難しいのかなと思いますので。過去の合意事項、条件を基にした抗議でも、その条件のとおりですよという回答を繰り返すのかなと思いますので、まず、今現実行われていることに対しての抗議、そして、それを止める、負担軽減にしっかりつなげる動きを県としてお願いしたいと思います。

もう一つ、続けますけれども。継続の陳情令和7年第129号、同じく嘉手納

の旧海軍駐機場、これも過去の合意がありながら、使用し続けられているというところですが、その米軍側の運用の実態というのを御説明お願いできればと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 最近の運用の実態ということで説明さしていただけたらと思いますけれども。嘉手納町から情報を得た内容によりますと、防衛局から受けた情報提供に基づく使用状況としては、令和7年4月から6月10日までにおいて、旧海軍飛行場において、KDC10という機種で20回、KC46が15回、MQ9が1回、計36回使用されているということでございます。

○米須清一郎委員 常駐機、外来機、両方とも使用実態というのがあるんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 明確にちょっと詳しく分からないんですけれども、常駐機の場合もあるし、外来機の場合もあるということでございます。

○米須清一郎委員 それについても地元町からも陳情が、またその抗議が出ていると思います。県としても対応していると思うんですけれども、それに対しての米軍側の説明というのは、どういうふうになっていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 政府とのやり取り、米軍とのやり取りの一例として申し上げさせていただければと思いますけれども。旧海軍駐機場の移転がなされた後も、平成29年5月に航空機が旧海軍飛行場を使用したことを受けて県は、その年の6月1日に第18航空団に対して要請をしたわけなんですけれども。その際対応した第18航空団の司令官からは、北側の駐機場の使用についてはSACOの最終合意に反するものではないと考えているというような発言が、少し前の話でありますけれどもそういう話がありまして、これについて、その後防衛局に対して照会をかけております。そして司令官の発言についての見解についても照会をしております。それに対する沖縄防衛局からの返答は、発言の詳細を承知しておらず回答は困難であるとした上で、旧海軍駐機場についてはSACO最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨にかなう運用を行うことが必要であると考えているが、旧海軍駐機場の取扱いに対する日米の見解に相違があるため、日米間において協議を行っているところとの回答を受けております。

以上の経緯から日米間での見解の相違が原因であると推測しております。県

としては引き続き日米両政府及び米軍に対して、あらゆる機会を通じて、旧海軍飛行場で航空機を運用しないように求めているということでございます。

○米須清一郎委員 ここ最近も、また頻繁に使われている。そのことでの騒音問題というのが大きいと思いますので、日常的な騒音もありながら、そこを使われることでのさらなる騒音。過去に合意があって軽減したはずのところがまだ続いているというところがありますので、日米の相違があるということでしたら、ぜひしっかり確認して、本当に負担軽減のための措置、そのための合意と、具体的な措置というのがあるはずですので。お互いもそうでしょうけれども、大きな組織、米軍としても、政府としても、人が入れ替わる中で、どこかないがしろにされている実態が――。大きな合意があるはずなのに、現に使われ続けているところで、地元の声というのを本当に考えると、しっかりとしたいま一度の県の対応が求められるわけで、その相違の部分、そこをしっかりと確認を進めていただきたいと思うんですけれども、公室長、旧海軍駐機場の問題というのは、地元にとって本当に大きいことだと思います。たくさん問題が続いていますけれども、この問題が、特にはっきりしているだけに、相違もあるということですので、その確認をぜひ急いで進めていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○溜政仁知事公室長 嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の問題については、地元嘉手納町等を中心に、何回も抗議を行っているということでございます。我々としても、国に対して地元の意向に沿って旧海軍駐機場の使用というのをやめるようにということは、再三求めているところでございます。課長から申し上げたように運用について、国と米軍の考え方にそこがあるのではないかとということがありますので、ここも引き続き確認を取りながら、旧海軍飛行場が使用されないように求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 よろしくお願いたします。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 44ページ、陳情第17号2②、平成27年2月に、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設し、令和元年8月、病院拠点型移行

と同時に、24時間365日体制で相談を受け付けているとありますが、この内容、もう少し詳しくよろしく願います。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターにつきましては、相談支援員のほうが、まずは当事者、または家族、友人などから電話での相談を受け付けております。電話でお話聞きながら、御本人の意向に沿った上で、面接相談であったり、また必要がありましたら、産婦人科や精神科など、医療機関への同行支援といったものを行っているというところでございます。

 以上です。

○喜屋武力委員 これまで何人の方が相談ありましたか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えします。

 平成27年2月2日から令和7年3月31日までの延べ相談件数は、1万9552件となっております。

 以上です。

○喜屋武力委員 これは、外人と結婚している方とか、付き合っている方とか、またそうじゃない人を分けたらどうなります。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 ワンストップ支援センターにおきましては、加害者の情報というのは非常に限られておりまして、知っている人か、知っている人じゃないかというところではありますけれども、そういった日本人とか、外国人とか、米軍人であるということまでは、詳細については、被害者の申告がない限りは把握できないものですから、そういった件数の分け方はしていないところです。

 以上です。

○喜屋武力委員 分かりました。

 支援センターの存在ですね。こういった形で存在を知らせているのか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えします。

 ワンストップ支援センターの周知につきましては、まず県の広報誌での広報ですとか、今年度は新聞社に取材いただいての広報を行いました。それ以外に

は、小・中・高、大学、専門学校に対しまして、約14万枚のカード、周知広報用の名刺サイズのカードの配布、同じような支援機関へ、同様のカードの配布、あとコンビニなどでも設置させていただいているところです。

以上です。

○喜屋武力委員 こども110番みたいな電話番号もあるんですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 #8891という、早くワンストップというところで周知しているところがございます。無料での相談が24時間365日できるというところです。

以上です。

○喜屋武力委員 その中で、金銭的な相談どのようになっているのかな。金銭的な相談もあると思うんですけど、どのようになっているのか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 ワンストップ支援センターのほうで行える支援としましては、先ほど言った相談支援以外に、医療費の公費助成というのも行っているところであります。

また心理士のカウンセリングにつきまして、今年度までは1人3回までの費用助成をしておりますけれども、次年度は、その回数を増やして公費負担で対応できるように、皆さんが相談者の方の経済的負担軽減になるように取り組んでいるところがございます。

○喜屋武力委員 センターの職員は、何人体制でやられているのか、教えてください。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えします。

令和7年11月末現在ですが、統括責任者1名、コーディネーター3名、相談支援員18名の22名で対応しております。

以上です。

○喜屋武力委員 本島内の方だけなのか、先島とか、離島にいる方も、そういった人に対してはどのように行っているのか。向こうまで行って、支援、相談することもあるのか、教えてください。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

離島からのお電話でも、まずは電話相談につきましては、今、ワンストップ支援センターのほうで受け付けることが可能でございます。また、受診とかが必要な場合は、各地域に、離島等も協力病院がございますので、そちらと連携を取りまして、受診などを行っているところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　この中で、男性からの相談もありますか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　男性からの相談もございます。

○喜屋武力委員　ちなみに何名ぐらいありましたか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

これまでの相談件数のうちの大体５％ほどでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　米軍人等だけでなく、ほかの外国人からの性的暴力の相談も、このように相談センターに寄せられるのか。これも受け付けるのか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　こちらにつきましては、加害者がどなたかということは問いませんので、被害に遭われた、また外国人の国籍の方でも、被害に遭われた方であれば、御相談いただければ対応しているところでございます。

○喜屋武力委員　やはりこの人たち、心の病気が大きいと思いますので、こういった支援をしていくことで、生きる夢と力ができてくるとと思いますので、ぜひ、努力なさってください。

ありがとうございます。終わります。

○小渡良太郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員　陳情第17号のほうでお願いしたいと思います。記１のほうで米軍単独パトロール及び日米合同パトロールの中止を求めていますけれど

も、それに関しまして合同パトロール、地元が望んでいるからということで、県も認めるという形になっているんですけれども、私は、他国の軍隊が関係する組織が、県の了解を得ないで、国の了解を得ないでやっているのは主権の侵害じゃないかなと思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回、陳情が上がっている単独パトロールにつきましては、我々も、パトロールしたいというお話を受けて、何度も話をしているところでございますけれども、我々としては基本的には、行わなくてもいいという認識はありますが、米軍としてそのリバティー制度を守るために、できることをしたいということで、行うということで。あと、地元の市町村も反対はしないというようなスタンスで実施されるものに対しては、我々も反対というところまではしないというスタンスで対応しているということでございます。

○大田守委員 私は地元が反対するとかしないとかじゃなくて、この沖縄県民の生命・財産を守るためにやるのであれば、やはり沖縄県警がしっかりやるべきだと思ってるんですよ。だからそこは、主権の侵害があるかどうか、県はどのように考えていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この米軍のパトロールは、米軍のリバティー制度を守らせると、これは米軍内の規律ですので、逆に言うと警察が米軍のリバティー制度を守らせるために、何らかの行為をすること、警察権を行使することはできないという仕組みになりますので、そのためのパトロールということで認識をしておりますので、その範囲の中で、彼らが行動することについて反対まではしないということでございます。

○大田守委員 でも今日の報告書の中に米軍の逮捕者の事例もありました。特に県警との協力の中で、対応という形に至っているんですが、リバティー制度を守らせるためだけに、外国の軍隊が基地外でも、そういった行動をやっているのかと、活動を。そこが主権の侵害になるんじゃないかと、そこなんです。これに対して、県は今の考えであれば、どんどん広がってまいりますよ。米軍のそういった犯罪が起きないように、米軍が毎日沖縄県内をパトロールしますと。日にちも関係なく県警の代わりにやりますという形になりかねないんですよ。そこは県としてしっかりとした対応しないといけないと思うんですよ。県は、防衛大臣にもそのことを申し上げておりますよね。防衛大臣の回答はど

ういった形で来ておりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 単独パトロールは、昨年11月に、パトロール中に米軍人の構成員でない者、日米地位協定の対象とならない者を誤認拘束をしたということが、非常に大きな問題となって、それから実施はされていない状況なんですけれども。11月の時点では、その行為が日米地位協定上どのような問題があるのかということ、米側は明確に当時としてはなかったわけですが、これが12月26日だったかと思えますけれども、そこで明確に、地位協定の対象となる者以外の者を、基地の外で拘束をしたりすることはできないということを明確に米軍側も示しております。その上で、外務省からは、今後、米軍が基地の外で単独パトロールをする際に、例えば、IDの提示を拒否をするというような行為を理由として、相手方を拘束するようなことはしないということを、米軍から説明を受けているということも聞いておりましたので、そのことによってある程度の見解は整理されたのかなと思っております。防衛大臣にはその旨を改めて確認をし、外務省から説明を受けた、IDの提出を拒否するというだけの理由で拘束するようなことはしないようにということも含めて、要請を差し上げたということでございます。

○大田守委員 そこはちょっと話が合わないところなんですよね。私は、拘束するしないじゃなくて、米軍の軍隊の組織の一部がパトロールしていいのかどうか、主権の侵害に当たるかどうか。外務省がそういった形で来ているのであれば、日米地位協定にもこれは関知しないと、合わないと来ているのであれば、県とすれば、やはり主権の侵害だと。沖縄県のことは沖縄県警でしっかり守る、これは沖縄県の知事の下でしっかりやると、それを申し入れるべきではないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるように米軍が基地の外で何らかの活動すること自体、憲兵隊が何らかの活動すること自体が主権の侵害ではないかという御意見も、私どももいろんな方からお受けもしておりますし、そういう御意見もそれなりにたくさんあるということも存じ上げております。

一方で、地位協定の規定上は、米軍の憲兵隊が米軍内の秩序の維持のために、基地の外で活動すること自体は、日本側と当局との取決めに従いとか、調整をした上でという条件もつけながら、一応認められる規定がございます。その規定をしっかりと守った上で、活動するということを、我々としてはしっかり求めていきたいということでございます。

○大田守委員 そうであれば、先ほど説明の中に、米軍単独パトロールを望んでいると、今後とも。ということは、県はそれを認めるということによろしいでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 すぐに認めるというつもりはありませんで、既に求めているんですけれども。昨年11月の誤認拘束した後に、隊員教育を行っているという声明が発表されているわけですが、どのような教育を行っているのか、外部で基地外で単独パトロールをするときに、相手方の身分を確認するときにどのような方法を取るのか、具体的に我々も事前に説明をしてくれということを申し上げておりますので、その説明をまず受けて、それが納得できる内容なのかどうかを、我々としては判断した上で対応を決めたいと思っております。

○大田守委員 基地外でそういった行動を起こすかどうか、これをやるためにリバティー制度が設けられていますし、そして、基地の外に出るときには、カリキュラムがありますよね。これを守らせるのがまず最初じゃないですか。認める、認めないの前に、なぜこれができないんだと。犯罪者は犯罪者で、米軍関係者の中に犯罪者がいるんだったら、外に出すなど、それでいいと思うんですよ。万が一外で事件・事故が起きた場合には、米軍基地内でとどめておけますかと。そういったことも含めてもう少しこれは、私は政府と、そして米軍と話をしないと崩しになると思うんですよ。認める、認めない、どこでどうするか、線引きをつけないと。知事公室長はどのように感じますか。

○溜政仁知事公室長 米軍の運用について我々も様々な議論をしているわけなんですけれども、一般の米軍人が外に出ることまでを禁止するというのは、通常の人権の問題等を考えてなかなか難しいと。彼らは彼らで、事件・事故の防止等、講習だとかいろんなことをやっているとは言うんですけれども、実態として去年は事故の件数が近年最多になったということもあります。様々な問題があって去年から沖縄市における合同パトロールというのが始まったわけなんですけれども。単独パトロールにつきましても、県として手放しで地元がオッケーだったらオッケーよって言っているわけではなくて、これは本当に必要最小限。どこに問題があるので、何をやるというのを具体的に説明をすることで必要最小限にとどめる。あるいは地元や観光客等との間でトラブルにならないようにすることというのは口酸っぱく申し上げているところでございます。

なので、歯止めがかからずどんどん広がっていくということは、そういうことは決してないような対応を取っていききたいということでございます。

○大田守委員 地元がなぜ、米軍と一緒に絡んだほうが、米軍単独でやったほうが安心感が得られるのか、そこを深く考えたことがありますか。そこは、沖縄県警が頼りにならないということにつながりかねないんですよ。そういったものを含めて、私はもう一度、県として明確な立場をはっきりしたほうがいいと思います。これはよろしくお願いします。

あと、2のほうについて、これも防衛大臣ですか、補償とかそれをしっかりとやってほしいと申し入れたということになっておりますけれども、そのときの回答というか、答えはどうなっておりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 防衛大臣に要請した際に、防衛大臣から補償についての特段の言及はございませんでした。

○大田守委員 そのために防衛省のほうで、代わっての補償制度がありますよね。これがなかなか使えないという話もあります。特に海兵隊の場合は、半年ごとにローテーションで回っています。どこにいるかも軍事の機密上、教えられないと、そこはなかなか補償が届かないということもあるんですよ。だからこそ防衛省が代わって、窓口となって補償をやってあげますというのは制度としてあるんですよ。これがなかなか働いていない。県としてはもう少し、強く申し入れたほうがいいんじゃないと思いますけどね。その点いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり被害者への補償について、非常に時間がかかるですとか、公務外ですと裁判を経た上でないとできないとか、被害者側からすると、もう少し迅速にしてほしいという思いが起こる状況があるというふうに我々も聞いておりますので、それについて防衛局などにも確認をしているんですけども、いま一度、機会あるごとに、その補償についての改善策についても意見交換してみたいと思います。

○大田守委員 被害者は県民なんですよ、ほぼほぼ。だからこそ、やはり沖縄県は、県民の側に立って、国に対してもこういった補償制度があるんであれば、迅速にやってほしいと、告訴して半年以内に解決してほしいと、そういった期限を設けてやらない限りは、ずっとそのまま続くと思うんですよ。ぜひ

ともそれも含めて、強く申入れをお願いします。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今日は、質疑しないつもりだったんですが、本会議で結構やりましたので。ただ仲里全孝委員、あるいは比嘉瑞己委員が力強く、共感できるお話されていますので、ぜひこのパラシュートの訓練については、全面禁止を県も訴えるべきだというふうに私も思います。

今回、陳情16件ありますが、基地の問題ということで、北部訓練場から那覇軍港までの間に、嘉手納飛行場を取り巻く陳情が16件のうち11件あるんですね。そのうち9件がパラシュート訓練に関する陳情です。もう一つが、先ほど米須委員からありました旧海軍駐機場の問題です。あと、嘉手納飛行場を取り巻くのは、車輪欠落の事故そのものの陳情だということで、この嘉手納飛行場に隣接する私たち住んでいる者としては、非常に看過できない大きな問題なんです。周辺の方々といろいろお話をする機会もあります。本会議場でも申し上げましたが、この旧海軍駐機場に至っては、現在の當山町長以前の宮城町長時代から、住民地域に近いところの駐機場、非常に騒音がうるさいので、朝昼晩、これじゃたまらないというところで移設を要請されて、20年余りかかったということをお聞きいたしました。それが願い叶って、滑走路2本の東側に、同じ基地内ではあるんですけども、住民地域から離れたところに、駐機場が移設された。しかも私たちの思いやり予算でもってこしらえて、そこに持っていったという経緯を話されておりました。長年かかってようやくこう移した駐機場なのに、またさらに後追いの形で使われていくと。どこに問題があるんだろうということの話合いの中から、パラシュート訓練にしてもこの旧海軍駐機場の移設にしても、日米合同委員会で取決めをしてやっとなんと実現したと、パラシュートもそういうふうなことを言っています。ところが、今あるように合同委員会で決められた合意事項がほごにされているんだということで、もう、住んでいる周辺の皆さんはたまったもんじゃないと。これはどんなに言っても米軍の運用そのもの、基地の使用の在り方そのものというのが、問うても問うてもこういう状況が繰り返されてきているというところで、もう非常に苛立って怒りが頂点に達しているというような内容でした。そこで、米軍もさることながら、日米合同委員会でしっかりと協議をしてやったはずなのに、これがないがしろにされているという部分からすると、お互いの政府の姿勢、本

当に主権国家としての威厳が保たれているんですかというところまで彼らは、私たちも含めてそうなんです、そう思っています。それに対して、しっかりと県も周辺住民の立場に立って、そのことは今日お話しされた皆さんを酌み取って、さらに実現できるような行動を取るべきなんだろうなという思いがしています。ぜひ一つでも解決に向けて、あるいは負担軽減に向けて努力をしていただきたい。そしてその姿勢をしっかりと県民に見えるような形でお伝えしてほしいし、訴えてほしいという願いなんです。どうぞお願いいたします。

○溜政仁知事公室長 嘉手納飛行場につきましては、今議論になっておりますパラシュート降下訓練、旧海軍駐機場の問題のほかにも無人機が入ってきたり、あるいは日頃の騒音等、様々な問題があるということは、当然、我々としても重く受け止めているところでございます。ですので、これについては事あるごとに、日本政府、米国政府等に負担の軽減というのをも求めているところでございますが、特に、パラシュート降下訓練や旧海軍駐機場について、地元の嘉手納町中心に最近強く求められているところでございますので、一緒になってぜひ、日本政府あるいは米国政府に対しても働きかけていって、解決に少しでも結びつけばというふうに考えております。

以上です。

○仲宗根悟委員 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 41ページの陳情第17号、米軍単独パトロール及び日米合同パトロールの即時中止を求める陳情についてなんですが、ちょっと私は非常にもったいないなと、皆さんもこれをもっと生かしていただいたらどうかなと思うんですが。ここで懸念されたのが、次のページにある①と②、こういう見方もあるんだということなんですが。①について確認しますが、軍隊が市街地を歩いているんですか。これを見ると軍隊が市街地を歩くと書かれておりますが、①のほう。また②の深夜の繁華街における米軍パトロールは、これも誤った考えであると。これは夜の警備をするということであって、何も夜だけという、そういった取決めはないんじゃないかなと思うんですが。まず①についてです。皆様確認していますか。憲兵隊であり、MPであり、それであって、私、軍隊が歩くってのはちょっと予想外でしたが、それは皆さん確認できてい

ますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 米軍の合同も単独も両方ですけれども、パトロールを行っている主体といたしますか、米軍の憲兵隊の部隊でございます。

○又吉清義委員 ですから、軍隊と憲兵隊でイメージが根本から違うんですが、その辺を確認して、やはり、これは軍隊というイメージであると、これは誰が見てもよくないよねと。ですからその辺を皆さんで確認して、もし動員してやっている、威圧的であるならば、やはり皆さんとしても改善策を出して市民の安全、こういったものを守る意味では、私は必要不可欠じゃないのかなと思うものですから。その辺を皆さんも整合性でやるのもまた皆さんの、誰がこの意見を聞いて調整していくかも大事なことだと思うんですが。そういった意味で外務省に呼びかける。そして防衛局であり、そういったところには、そういったのは改善して、単独パトロールする場合は注意してもらいたいと促すことも、私は大事な点かなと思います。どうでしょうか。そういったのも少し確認が必要だと思いますが。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられているように、私も先ほど憲兵隊と申し上げましたけれども、沖縄市の合同パトロールの最初の頃とか、単独でも時折ありますけれども、憲兵隊だけではなくて各海兵隊とか、空軍とかの司令官クラスの方たちが一緒に歩くようなこともあったりしますし、そういう上の方がいらっしゃるとその下の方もいらっしゃるということで、憲兵隊以外の米軍の方が入っている場合も一応あります。

あともう一つは憲兵隊が銃を携帯しているか、していないかということがありますけれども、しっかりと装備をつけている憲兵隊もいますし、それをつけない形でパトロールに参加している人もいるというような状況がございます。

以上です。

○又吉清義委員 沖縄県警も確か銃を携えていますから、憲兵隊が銃を携えるのは別に抵抗感ないと思いますが、やはり迷彩服姿で銃を携えたんじゃない、ちょっと威圧的な感じがあるかと思いますが、それを確認をして、やはり良識ある方々ですので、万が一そういうのがあれば、ぜひ改善してもらいたいというのも大事なことかと思うのと、私は沖縄県警の皆さん、140万余りの県民の命と安全を守るために、本当に超忙しいです。夏場なんか、道の側の近くの方々、暴走族で超うるさいです。はっきり言って。逆に、憲兵隊に暴走族

くらい捕まえることできんかと。もうイタチごっこですよ。県警に連絡しても到底間に合いません。だからお互い権力の侵害が起こらない範囲はどういった範囲か、もしそういうおそれがあるのであれば、しっかりこれを取決めすることによって、お互い力を合わせて犯罪を防ぐ、安全を守るという大きなステップにつなげてもらったらどんなかなと。ただ反対反対じゃなくて、そういった思考で取り組んでいただけたら、すごくいいのではないかと思いますので、ぜひそういった考えを持ってやるのも一案だと思いますので、少しその辺も皆さんで、陳情を受けるだけじゃなくて、陳情から、下から指摘をされたこともぜひ確認事項ですね。そしてどのように改善できるか、そこも検討していただきたいということを要望したいんですが、いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回陳情いただいている団体の方が不安に思うところも、我々もしっかり受け止めて、そういう団体の方と意見交換する場もありますので、その際にはしっかりと正確な情報なりを我々のほうからも御説明をしたいと思っております。

以上です。

○又吉清義委員 17ページの令和7年陳情第62号宜野湾市長の普天間飛行場の返還について、また跡地利用についても出ております。やはり返還も進める中で、跡地利用も非常に大切な、これは同時並行だと見ているものですから。この跡地利用について皆さん、整備計画というのは何がどのぐらい進んでいるのか。今できている範囲で少し御説明をお願いしたいんですが、全く聞いたことがないものですから。

○伊良部孝一企画部県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 お答えします。

処理概要に記載しておりますとおり、県は宜野湾市と共同で普天間飛行場の跡地利用の計画策定に向けた取組を行っているところでございます。令和4年7月に中間取りまとめの第2回を策定し、令和6年2月には、跡地利用計画策定に向けた全体行程の計画の更新をしたところです。現在この行程計画に沿って、様々な分野の跡地利用に関する調査業務を実施しており、令和9年度の全体計画の取りまとめを策定することを目標に連携して取り組んでいるところでございます。具体的にというお話がございましたので、もう少し詳細に御説明いたします。

今年度におきましては、大規模公園エリアの整備の方向性の検討であったり、緑空間の整備のイメージの検討を行っております。

また、周辺インフラや市街地との連携ということで、交通施設整備の上位計画、県とか国とかの関連計画との整合と連携に関する確認等を行っております。

また、安全・安心なまちづくりの実現という観点から、広域的見地からの跡地利用計画における広域防災上の在り方を踏まえた導入可能性の検討という、様々な取組を行っているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 非常に漠然として分かりづらいんですが、私がもっと聞きたいのは――、確かに公園整備、これも必要です。公園整備であればどのような公園にしたいのか、ただ木を植えて終わりなのか。道路網であれば、今街路樹であり、これについてもせっかく植えた木も多くなり過ぎて伐採されております。ですから、その道路網の整備も、街路樹の植え込みもどうならなければいけないのかとか、そして普天間飛行場の中には、洞窟があります。この洞窟も生かしたまちづくりもどうあるべきか。そして建物を造る場合に、単なる建物でいいのか。民間で誘致した建物でいいのか、その建物の造り方もどうあるべきか。そういった方針の一つ一つを、ぜひ、協議して進めてもらいたいなと。今の話からすると、そこら辺に道造りました、こっち居住住宅ゾーンですよ、こっち商業地域ゾーンですよと。ただそれだけじゃなくて、商業地域ゾーンはどういう商業地域ゾーンにするのかとか、やはりかなり世界は進んでいますよ。そういうのを取り入れて、一つ一つ骨子を決めてもらいたいなと。そうすると、おのずからそこにどういう図が描けるかが出てくるかと思いますよ。まあ見ていますけど、そこに何をしたい、とにかく、今ある公園を造ろう、こちらは居住住宅を造ろう、ここはああしようこうしようと、それだけです。例えば大型スーパーにおいても、県外のイオンモールと沖縄県のイオンモールで大きな違いがあるのが、まさか、県外のイオンモールはバス路線まで引き込みすると、私はびっくり仰天いたしました。ライカムを見て、県外を調査してみたらほとんどそうです。沖縄の量販店は全く違います。空き地があればそこに店舗を造るだけです。そこにバス路線を引き込むとか、バス停留所を造るとかそういうのはほとんどないです。沖縄のコンサルタントには。やはりそういった敷地がありますよと、ですから、バス路線もどうあるべきか、そういった交通路線もどうあるべきか、ぜひ、もっと夢を持ってやってもらいたいなということをお願いいたします。また後で聞きますので、そういったことも、ぜひ皆さんもっともっとレベルアップしてもらえませんかということをお願いしたいんですが、従来の在り方にこだわるんじゃなくて、もっともっと頭を柔らかく、

そして例のゲートウェイ構想もあります。そことももっとコンタクトをとりながら、一緒に取り組むと私はさらに加速していいまちができると思います。とても大事な地域です。そういったことを要望しますが、積極的に県のほうも取り組んでいただけませんかをお願いしたいんですが、いかがですか。

○伊良部孝一企画部県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 御意見といいますか、御指導ありがとうございます。委員、御指摘のお話につきましては、県外の事例だったり、海外の事例だったり、様々な先進地の事例も含めて調査をしながら、各跡地の計画を充実させるような形で県と関係市町村が連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○又吉清義委員 以上です。ありがとうございました。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長の退任挨拶。その後、執行部退席。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

付議事件の審査及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっています。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

陳情令和6年第135号外15件を継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情16件と、ただいまタブレットにお示しいたしました本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、議題の追加について協議。）

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

名護市許田野球場への米軍UH1ヘリコプター着陸に関する意見書及び同抗議決議の提出につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、意見書及び同抗議決議の提出等について協議した結果、議員提出議案として提出する。提出者は本委員会の全員とする。提案理由説明者は委員長とする。要請方法は、委員長一任とすることで意見の一致を見た。）

午後4時11分休憩

午後 5 時17分再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

名護市許田野球場への米軍UH1ヘリコプター着陸に関する意見書及び同抗議決議を議員提出議案として提出することとし、提案方法等につきましては休憩中に御協議いたしましたとおりの決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、本意見書等で趣旨の変更を伴わない字句の修正等については、委員長に一任ということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小渡良太郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 小 渡 良太郎